

## 第23回西和賀町議会定例会

令和4年12月14日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第23回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、柳沢安雄君、6番、高橋輝彦君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ち、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から12月16日までの3日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月16日までの3日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。9月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、町監査委員より地方自治法199条第9項の規定に基づく定期監査の報告と地方自治法235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告を受けており、その写しをお手元に配付しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は1件であります。請願・陳情第33号 子育て

て世帯の経済的負担軽減のために、国民健康保険税の18歳までの子どもの均等割りの減免を求める請願書、その取扱いについては議会運営委員会に諮り、審議をした結果、会議規則第92条の規定により、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼林業振興課長、農業委員会事務局長、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高橋光世。上下水道課長、小林英介。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長 ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長 おはようございます。12月議会定例会、よろしく願いいたします。

私から、3項目について行政報告を申し上げます。

最初に、感染症及び新型コロナウイルスワクチン接種への対応について報告いたします。町民の皆様には、日頃から基本的な感染対策の徹底にご協力をいただいていることに感謝申し上げます。県内の感染状況は、1日当たりの新規感染者数が最多を更新し、高齢者施設や医療施設、教育・保育施設でクラスターが多数確認されており、医療現場に関わる負荷が高まっております。

町内においても、高齢者施設や医療施設などでクラスターが確認されるなど、医療現場に関わる負荷の高まり、さらなる感染拡大が心配されている状況にあります。同時流行が懸念されるインフルエンザにも有効ですので、手洗いや場面に応じた適切なマスクの着用など、緊張感を持って日々の健康管理の徹底をお願いします。また、室内での換気や湿度の調整を心がけていただくようお願いいたします。

また、町では、年末年始における外来診療の逼迫に備えた対策及び感染拡大を防止するため、発熱などの症状がある方に無料で抗原定性検査キットを配付します。配付対象者の要件や申込方法など、詳しい内容については全戸配布チラシやホームページに掲載しますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。

オミクロン株対応ワクチン接種は、10月から開始しております。これから年末年始を迎え、集まりの機会が多くなりますので、オミクロン株対応ワクチン接種を希望する方は接種していただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、5歳から11歳までの小児を対象とした3回目のワクチン接種については、12月21日に個別接種を予定しており、6か月から4歳までの乳幼児を対象とした1回目から3回目のワクチン接種についても12月21日から個別接種を開始する予定です。引き続き対象者の皆様には、ワクチン接種の情報を提供してまいりたいと考

えております。

次に、西和賀さわうち病院内の新型コロナウイルス感染状況並びに診療体制について報告いたします。西和賀さわうち病院において、12月6日に職員4名の新型コロナウイルスへの感染が判明いたしました。その後、院内で感染が広がり、現在17名と入院患者6名の陽性が確認されております。このことにより勤務体制の確保が難しいことから、12月7日水曜日より夜間救急外来の一部制限を、12月12日月曜日からは医科の外来診療を電話診療による対応とし、歯科診療については休診とさせていただいております。現在の感染拡大状況下においては、誰がどこで感染するか分からない状況にあります。医療現場が逼迫している中において、限られた医師、看護師をはじめとする病院スタッフで、感染抑制のため最前線で必死に対応していただいております。町民の皆様には、ご心配と大変なご迷惑をおかけしておりますが、このような事態であることをご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議会の議決を得た財産の取得について、契約金額に増減がなく、議会の議決事項とならない納入期限のみの変更に関わる変更契約を締結したので、その内容について報告いたします。令和4年9月16日に議決をいただいた圧雪車の取得についてですが、当該圧雪車は海外メーカーのため、部品を船舶便で輸送し、国内工場で組立て、納品となるものですが、昨今のウクライナ情勢による航空便の不足分が船舶輸送に振替になるなど、貨物船の運行に大幅な遅延が生じており、令和4年12月15日までの納入が難しいことから、納入期日を令和5年1月13日まで延長するもので、12月5日に変更契約を締結しました。

なお、当該車両の納入が完了するまでの期間は、既存車両により対応していくこととしております。

私から、以上3項目についての行政報告であ

ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 これでは諸報告を終わります。

続いて、日程第4、一般説明を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願ひいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願ひをいたします。

登壇の順序は、開会に先立ち抽せんを行い決定しております。その順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 皆さん、おはようございます。今回の一般質問、くじ引番号1番を引いた高橋宏です。よろしくお願ひいたします。今町長から行政報告があったように、コロナ感染が始まり3年余りたっている中、第8波が町内にも押し寄せてきているようです。町内、県内の医療機関も、患者の診察にも影響が出るような状況がここに来て起こっているようです。町民の皆様におかれましては年末年始、コロナ、また風邪、インフルエンザに、感染予防に気をつけて、感染なさらぬよう私からもお願ひし、一般質問に入らせていただきます。

今回の一般質問は、3点について通告しております。1点目は、今後の農地維持について、2点目はインボイス制度について、3点目は町の除雪体制についてであります。

それでは最初に、今後の農地維持について質問いたします。昨年末、水田交付金見直しという衝撃的発表があり、さらに今年に入り、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、肥料の原産国からの供給不足が起き、肥料、資材が過去最高値になっております。円安も重なり、農家からは来年の作付に大きな不安の声が上がってお

ります。このままでは離農、耕作放棄地が増大すると思われまふ。この状況の中で、町としてはどのようにして農地維持につなげるのか、まずは全体の方針を伺います。

議長 内記町長。

町長 今後の農地維持につきましては、担当課長から答弁します。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 おはようございます。それでは、ただいまの質問につきましては、私のほうからお答えをしたいと思います。

肥料や生産資材等の価格高騰に対しては、国や県が実施する価格高騰対策の実施に加え、町では農業者等緊急支援事業を実施し、西和賀町人・農地プラン、地域農業マスタープランでございまして、で定めた地域農業の担い手を対象として、経営意欲を支えるための支援金の交付を行うとともに、12月補正予算において畜産飼料価格高騰緊急対策事業の措置をお願ひし、飼料高騰に悩む畜産農家に対する支援を行いたいと考えております。今後も肥料、農薬、資材等の価格高騰の状況を見据え、適宜対策を行ってまいりたいと考えております。

水田活用の直接交付金運用見直しに対しては、引き続き現場の状況を踏まえた運用に改めるよう、関係機関に対する要望を継続していく必要があるものと考えております。その上で、国では農業経営基盤強化促進法を改正し、令和5年度から令和6年度の2年をかけて現在の人・農地プランを見直し、新たに地域計画の策定を市町村に義務づけましたが、その策定作業の中で、今後農地をどのように管理していくのか、地域としっかり話し合いを重ねて方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 全体的流れということで、人・農地プランの策定に来年度から地域も加わって、地域中心に策定していくということだと思っております。

れども、少し作目ごとに方針について伺いたいと思います。

今話がありましたように、水田交付金の見直しによって5年に1度、水張り要件というのがあります。西和賀町の米の収量から考えたときに、10アール当たり60キロで7俵から9俵ぐらいの収量だと思えるのですけれども、そんな中で10アール当たり8万円の交付金があり、水張り要件もクリアできるホールクロープ用稲の栽培は、作付面積が今後も増えると思われま。酪農家を中心になって行っているTMR、粗飼料と濃厚飼料の混同飼料なのですけれども、これに使用できたら地域内での自給飼料が供給できて非常に有効だと思われま。

ただ、現在牛に供給されても、今のままのホールクロープでは、現場では繁殖障害が起きるなど問題があると言われております。ホールクロープ用稲の専用品種も開発されていると言われておりますけれども、町として専用品種を農家に提供するというような計画は現在あるでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

現在のホールクロープ用の稲の専用品種の供給につきましては、何も計画がないということでございます。ただ、今後国ですとか県のほうから情報があり次第ということでもありますけれども、やはり導入について農家と検討していくことになろうかというふうに思います。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今年度、先ほど言いましたTMRでは、グラス、草とデントコーンを利用しております。大きさにもよるのですけれども、ロール1日2個ですので、大体700個、デントコーンも700個ぐらい利用しております。ただ、今年度、天候不順等々により、デントコーンの収量が非常に少なく、その分を来年度どうしようかという状況になっております。

先ほど言いましたように、ホールクロープが町内でもかなり作付されておりますので、それに全て代わるとは思いませんけれども、特にデントコーンの代わりにホールクロープなどが利用されれば、農家にとって、そして地域としても循環型ということで非常に有効だと思うのですけれども、今のままですと、先ほど言いましたようになかなか、酪農家のほうでも、利用している農家のほうでも今のまま、例えば穂がついたようなのですと、ちょっと牛に供給するのはというようなイメージがありますので、何とかこれに代わるような品種がもしあるのであれば、早めに情報提供していただき、このホールクロープに取り組むというのが現在のところでは有効な手段であろうと思っておりますので、情報提供していただきたいと思っております。

それに加えて、飼料米、あとは加工米、米粉なども非常に最近では輸入品が入らない、高値だということで、米粉のほうも需要が高まっていると聞きます。これについても専用品種ができていますけれども、これらについての専用品種について取り組む予定はないのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それではお答えしたいと思います。

まず、飼料用米のほうからお話をしたいと思いますけれども、飼料用米につきましては、栽培技術が主食用水稲と同じであるというふうなことがあります。機械もそのまま利用ができるということでございます。

ただということなのですけれども、ご指摘があったとおり、国のほうで今検討段階ということではございますけれども、水田活用の直接支払交付金の交付要件ということで、専用品種を用いることを追加するということが今検討されているということでございます。

それで、仮にということなのですけれども、専用品種を導入するという事になった場合に、主食用米とのコンタミを防ぐということが必要に

なるということですので、今後専用種を作付した場合に、その水田においては主食用米水稻に戻すということが難しくなるということが想定されます。

よってということなのですけれども、専用品種による栽培ということになった場合に、主食用米の栽培エリアと厳密に区分する必要があるのではないかなというふうに考えております。推進に当たっては、地域内における協議ということがどうしてもこれ欠かせないのかなというふうに考えているということですのでございます。

それから、加工用米のことですけれども、加工用米についてもホールクロップですとか飼料用米と、あるいはその主食用米といったことと同様に、機械がそのまま使えて、米同様に取組ができるということがありますけれども、ただ加工用米については取扱量が限られているということで、青天井で生産していいということではなくて、取扱量に合わせた生産をしなければいけないということで、専用種を導入してもなかなかこれ今大幅に伸ばすのが難しいのではないかなというふうに考えております。

それから、米粉用米でございますけれども、これも主食用米と同じような栽培技術、機械ということで取組ができるわけなのですけれども、いかにせん米を粉に加工するといった専門的な機械ですとか、そういったことを導入しなければいけないということで、なかなか生産だけではなくて、その部分も含めると難しい部分があるのではないかなというふうに考えております。

ただ、昨今の麦の価格の上昇等々ありますので、米粉用米に対する需要は伸びているということですのでございますから、今後の推移を見守った中で推進の方針を考えていきたいというふうに考えているということですのでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今課長の答弁にもありましたように、専用品種に取り組むという方向が国でも示される

可能性がある状況です。ただ、今申されたように、問題はコンタミということで、非常にやっぱり消費者からのニーズといいますか、食用の米にほかの品種とか、ほかのが入るとということは検査上でも非常に厳しくて、それに関しては現場でも気を使っている状況です。

そうなりますと、専用品種できました、農家で使ってください、交付金対象になりますから、使用できますよといったときに、エリアを、先ほど言いましたように、ある程度区分しないと、食用に転用するのになかなか難しい。一度作付してしまうと、しばらくはもうそれだけしかその場所で作れないと。それを地域で、こっこの地域では3町歩ぐらい欲しい、こっこの地域でも5町歩ぐらいやりたいとかというふうにして、ぼつぼつと穴空き状態で作らせるのか。それとも、ある程度町としてホールクロップの専用品種なり飼料用米、加工米の専用品種ができる予想の中で、ではあの地域のこっこの山の近くとか川の近く、こっちにそういう専用品種を持っていこうというグランドデザイン的なものを町としてある程度作っていくというような、そういう方向はないのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

先ほどもお答えした部分と重なるのですけれども、これから人・農地プランを見直して地域計画を策定をするというふうに考えております。その話合いの中で、具体的なことということは当然これ考えていかなければいけないのですけれども、やはり町としても、こういったことでどうでしょうかという案といいますか、たたき台というものをやっぱり示した上で話合いをしないと、具体的なことは進まないのではないかなというふうに考えております。

したがって、やはりその関係機関あるいは地域と話をしながら、やはりそのたたき台というものを示した上で、地域計画策定の話合いといったものに臨んでいきたいというふうな考え方

をしているということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今の話と重なるかもしれないのですが、交付金の見直しで、永年生牧草についても3万円から1万円というふうに3分の1の交付金に変わって、これについては減少傾向になってくるのかなと思うのですが、一方で地域内の飼料、自給飼料という点においては、やはりこれも作付を進めるべきでありますし、酪農家さんなどは交付金どうのこうのよりも、いい草が取れるのであれば、草を輸入したりするよりも有効な粗飼料ということで、これはどんどん利用したいという希望があるとは思いますが、これについてもある程度、酪農家は町内の北部地域というふうに限定されております。その方々は、大型機械を持っています。一度に何町歩という草を刈れるというような状況の農家がいるのは、北部地域だろうと思います。

ただし、水田に永年生牧草を作付すれば、やはりくろ、畦畔がどうしても邪魔になると。大きな機械で畦畔なんかをくるくる回っていたらとても効率が悪いので、それについても今と同じように、ある程度北部地域に酪農地帯があって永年生牧草を作付できる余裕というか機械がある、そういう地域に関しては、ある程度この地域のこれぐらいのところはくろを外して、もう永年生牧草を水田……交付金からは将来外れるかもしれないけれども、土地利用という観点から言うと、この地域は永年生牧草をやる地域にしていこうというような、これも先ほどと同じような質問になると思うのですが、町として地域と話をしながら、そういう地域限定といいますか、地域への働きかけという方針はないのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

当然のことながらということですが、

水田活用の交付金とは別に、その地域のニーズといいますか、需要というものを踏まえて、土地利用というものは考えていくべきであろうというふうに思います。したがって、酪農で牧草が必要であるということであれば、そういった考え方というものを取り入れて話しを進めて、具体的にはその地域計画という形で落とし込んでいくことが必要であるというふうに思います。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 何か虫食い状態みたいな作付にならないような方針を地域とともに考えていただきたいと思ったり、ある程度営農組合とか、大規模農家が出てきておりますので、前と違ってかなりの人数集めるというよりは、ある程度の大きな経営面積の方々の意見を基にしながら、家族経営を無視するわけではありませんけれども、大きな方針を町と地域、町主導で私は進めていってほしいと思います。

一方、水張りという要件出されて、これから厳しい局面を迎えるのが大豆・ソバだと思います。せっかく西和賀に大豆、ソバが定着して、特にソバに関しては西和賀のそば粉を使ったそば祭りということで、観光客もかなりそば祭りの時期になると町内に訪れるようになって、定着しつつあると思うのですが、この大豆、ソバについては今後の方向性についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それではお答えしたいと思います。ご指摘がありましたとおり、大豆、ソバ、転作作物としてこれまで約10年間の取組を経て定着してきたということでございます。水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しが行われたということございまして、今後5年間、これは令和4年度から令和8年度までということになりますけれども、一度も水張りが行われない農地は交付対象水田とはしないといった方



ボイス発行事業者として登録申請を行った者になります。登録した場合、基準期間の課税売上高が1,000万以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び事業消費税の申告義務が生じます。

登録した事業者には、買手の求めに応じてインボイスを交付する義務が発生し、また交付したインボイスの写し、または提供したインボイスに係る電磁的記録の保存義務が発生します。インボイスを交付できるのは、登録を受けたインボイス発行事業者に限られますが、インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。ただし、登録を受けなければ、インボイスを交付することができないため、買手が仕入れ税額控除を行うことができず、消費税の負担額が増加することも考えられます。

なお、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば顧客が消費者のみの場合には、必ずしもインボイスを交付する必要はありません。このような点も踏まえ、登録の際は十分に検討する必要があるかと思えます。

それでは、質問にお答えしていきたいと思えます。インボイス制度をどのように情報提供し、制度導入に対応していくのかの質問にお答えします。インボイス制度は、国税庁が進めている事業で、公式ホームページの特設サイトで制度の概要や説明会の開催情報、申請手続などを掲載しております。また、コールセンターを設置して、電話での対応もしております。

花巻管内を所管する花巻税務署では、花巻農業協同組合や西和賀商工会が主催する各種研修会に出向いて、インボイス制度の説明を行っております。税務課職員も積極的にこれらに参加して、理解を深めているところです。

対応の部分でございますが、毎年申告時期に合わせて給料支払報告書の提出を求めています。国税庁のインボイス制度のチラシを町内約100事業者に同封したところでございます。

私からの説明は以上です。

議長 高橋宏君。

8番 ふだん消費税申告している方は、今の話分かると思うのですが、消費税申告していない、今のところ私もしていないのですが、そういう方々にとっては、1,000万の売上げないから私には関係ないというふうな思いかもしれないのですけれども。

今の課長の説明、そして私気になるというか、町内の影響でちょっと気になっているのが、町内産のワラビ、大豆、ソバなどを出荷し、産業公社が買い取ってくれております。産業公社は課税事業者です。そうなりますと、出荷しているほとんどの町民の方々は消費税の免税事業者だと思われれます。インボイス制度が始まると、免税事業者から仕入れた消費税額は控除できなくて、仕入れた側の産業公社、例えばという話なのですが、産業公社さん側が納税額が増えるということになります。

経過措置があつて、令和5年、来年から令和8年の10月までは、80%までは免税事業者から購入しても控除できますよと。その後、令和8年10月から令和11年10月までは、50%控除ができるというふうな経過措置があるのですけれども、しかし課税事業者が消費税の、逆に言うと20%は来年から控除できない。3年後は50%控除できないとか、10割の消費税なのに80%で計算しなければいけないとか、事務手数料が非常に増えるということから、事業者側がどういふふうな対応を取るかというのは事業者ごとということになるかもしれないのですけれども、もしかすると買手側、さっきからワラビの話しているのですけれども、ワラビを買い取る場合に、あなたはインボイス登録していなければ、うちでは消費税控除できないので、その分、消費税分は下げて買い取ることはできませんよということが考えられます。

せっかく定着して、年金をもらいながらとか、少しずつでもお小遣いというふうにしてやって



いる方々、ほかのものも値上がりしているのに、せっかく売ったワラビも安くなってしまうのかというようなことになると、この西和賀町を代表する産業へも影響が出てくると思われるのですけれども、そういう点で町として対応を取らなくていいのかということで質問しているのですけれども、そういう点についてはどのようにお考えなのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

まず、インボイスの登録ということについて、個別事案に触れるという部分に関して、法律に違反する部分があるので、ちょっと個別の部分というのは差し控えたいと思いますけれども、ただということですが、ご指摘があった部分、大変いろんな影響があるということでございますので、当然ながらということですが、専門家への相談ですとか、あるいは税務署で開催する相談ということがあれば、当然そういった部分でおつなぎをしながら、やはり皆さんで理解を深めていかなければいけないと。その説明を聞いて、十分理解をした上で対応を決めていくというふうになろうかと思っておりますので、そういった部分で我々としても協力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 国の制度ですので、町でこの制度についてどうこう変えることができないのはそのとおりだと思いますし、最終的には個人判断ですべきものです。

ただ、先ほど言いましたように、少ない、あまり多く売上げがないのだけれども、趣味とか実益を兼ねてやっている方々にとって、このインボイス制度が始まって、そういう不利益といいますか、そういうことが起きたらなという思いなのですけれども。

そんな中で、各地域に営農組合等があります。農事法人になっているところもあるのですけれど

ども、法人したところにワラビ取っている方々も組織の中に入り込んで、さっきの消費税登録部分についてはそちらにお任せするというか、それは法人のほうでやってくれるかどうかという問題は別なのですけれども、そうやって今までと同じような金額で買い取ってもらうというふうな方法はできないのか。そうすると、農事法人の在り方とか、各地の今やっている方々もさらに、いわゆる組織員を増やすようなきっかけにはなると思うのですけれども、そのようなことはやっぱりできないのでしょうか、推進していくというか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

ちょっと繰り返しになるかと思っておりますけれども、やはり税務署で開催する相談会、あるいは専門家への相談と、そういったことを通じながら、ご指摘の部分が可能であるかどうかということをもまず理解をしなければいけないというふうに思います。もしそれが可能であるとすれば、やはり関係する農家の方々、あるいはその組織と相談をしながら進めていくというふうになるというふうに考えております。

以上でございます。

議長 農業振興課長、今のは質問者に対する答弁になっていないのではないですか。今後検討して答弁するのであれば、ちゃんとその辺の協議をしてやらないと、まさに今西和賀の町民に対しての収入にもろに関係する部分の質問をしていますから、これは非常に大事なことで、税務署の説明ではという話ではないと思っておりますので、ご検討願います。答弁おかしいです。

高橋宏君。

8番 私もいろいろ調べてみたのですけれども、農事法人についての発行になるかというのは、かなりいろいろと厳しい部分があるというふうにかかれていながらあります。ですから、各地の営農組合、これからどのように、一部では株式会社の形式を取っている組合もあるようです。

組合としてどのような方式が地域に合った形態になるかということも含めて、地域の皆さんに指導、あとは情報提供していただきたいと思います。

提案は、また後にあるのですけれども、新聞報道で、このインボイスの中でシルバー人材センターでの契約形態を見直すという記事がありました。このインボイス制度が始まることによって、西和賀町はシルバー人材センターから人材センターに変わったと思うのですけれども、そのセンターでは税負担については全然ノータッチだということで、人材センターでは発注者と会員が直接請負契約をして、報酬も消費税含んでやってもらうというふうな形態になるというふうな記事が出ていたのですけれども、そうなりますと、その会員の皆さんがインボイス取りをしなければいけないと。人材センターで仕事している方々、私これも予想なのですけれども、課税事業者になっているような1,000万以上の収入がある方というよりは、自分のできる範囲でということをやっている方が多いと思うのですけれども、こういう会員の方々への影響というのは、西和賀町の人材センターでは影響が出てこないのか。もちろん発注者側がどう考えるかという部分もあると思うのですけれども、影響が出てこないかどうかについて伺います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課からは、今新聞報道にありましたということで、シルバー人材センターのことについてお答えします。

西和賀町のほうでは、シルバー人材センターから人材バンクにしわがのほうに、令和3年度に設立して、制度のほうがそちらのほうに変わっております。まず、今回本制度の導入、インボイス制度の導入に伴い、制度の発足時から県内のシルバー人材センターの事務局の方々と、この情報を共有してきたというようなお話を伺っております。

また、この11月26日付の岩手日報の新聞記事のほうに掲載になった、インボイス制度導入に伴いシルバー人材センターでの契約形態を見直すという方向で掲載になっている記事についても、まず承知しているような状況になっております。人材バンクにしわがは、仕事の発注者と会員の方の仲介を現在も行ってございまして、人材バンクの会員の方々が高齢者や障害者などが多く占めているということで、先ほど宏議員さんもお話したように、ほとんどの方は免税事業者ということで認識しているところになります。

実際のところは、発注者と、それからあと会員の方の雇用形態がどのような状況になっていくのかによっても異なっていくと思いますし、実際のところ給料であったり、賃金であったり、報酬であるとなると、このインボイス制度には特に影響しないということになりますので、実際その発注者と、それから会員さんへの雇用形態が1時間当たり幾らだよというような形の給料的な支払いになっていくのであれば、特にここは影響しないのではないかなと思っております。そこが事業的なものになっていくとしますと、実際課税事業者になるのがベストなのか、免税事業者なのがベストなのかというのは、やはりそれぞれの発注者の方と、それから個人の方とのやり取りの中になっていくので、その中については人材バンクにしわがとしては状況を見ながら、影響のないようにということで、発注者のほうに働きかけではないのですけれども、声をかけるような話もしているところでありますので、まず影響のないような形で進められていけばなというふうな人材バンクにしわがのほうでは考えているようです。

議長 高橋宏君。

8番 この制度、なかなか関係ないというふうな思いの方が多いと思うのですけれども、今の場合ですと、発注者側がそんなに大きな事業でないかどうかというか、何かのきっかけで大き

なところと取引する場合には、どうしても自分がインボイスをしなければいけないという場面が来ると思います。ですから、そのときに会員さんが求められると、さっき言ったとおりで、今までよりも消費税分は払いませんよということになっていくので、これはある意味制度が始まらないとどのような影響が出てくるのかは精査できないと思うのですけれども、いずれ自分が、ではこのインボイス登録をするべきか、しないべきか、そもそもこの制度はどういうものかということをやはり、なかなか消費税申告していない方へは税務署の説明会ありますとか、いろいろ説明会ありますと言いますが、そもそもそこに関係が今までなかった人が、もしかするとしなければいけないということになっていきますので、その窓口的なものを私は設けるべきではないのかなと思います。

役場にどこか窓口といたしても、なかなか電話されて全て、その方の事業形態も違いますので、どこまで入り込めるかという部分もあるので、町では今年度から集落支援員を各地域に置いて、その方々、今の時期はたしか湯田地区、沢内地区、1か所ずつにいるようです。その方々を窓口として、私こういうのを聞いたのですけれども、どうしたらいいのでしょうか、そこで一度相談して、これはどっちの課ですね、それはこっちの課ですね、集落支援員さんのほうで分かって、あなたはまず多分関係ないと思いますよとか、一度検討したほうがいいですよというようなアドバイスの第1段階の相談窓口を集落支援員さんのほうで受けるというような体制をつくるべきだと思うのですけれども、町としてそういうふうなお考えはないのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

集落支援員につきましては、これまでもまず気軽にいろんな疑問点についてお問合せください

いということでお示ししているものですが、どのような制度についても同じなわけでも、まず制度自体を熟知しているというのではないことから、例えば窓口として宣言してしまうということは、住民の方々にとって見れば、その制度自体を知っている存在というふうに受け取られかねないということから、逆に迷惑をおかけするというようなことにもつながりかねないというふうには思っているのです、その窓口としての宣言というのはやっぱり難しいというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今課長おっしゃられたように、いろんな相談を受けるというふうに聞きました。スマホの使い方からとかという話だったので、考え方なのでしょうけれども、第1窓口として全てそこで答えてほしいという、私はそういう意味ではなくて、役場に電話されても役場で対応し切れないのではないかなと思ひまして。第1的、まず相談として一度受けて、そこでそのことだったらあっちの課ですよとかというふうに振ってあげたほうが、全然分からない町民がどうしたらいいのでしょうかと役場に来て、役場としても対応に困るでしょうから、こっちはですよというような道筋をつけるような、そういう対応はすべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 そのようないろいろな、様々なお問合せについては、そういうことで引き継ぐという役割を持っているのが集落支援員というふうに捉えているので、まず窓口という宣言というのはなかなか難しいのですけれども、お問合せいただく分にはぜひそのようにしていただきたいと思いますというふうには思っています。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 時間も迫っていますので、3つ目の質問

をいたしたいと思います。除雪体制についてです。今年度、新たに除雪業務を一部業者に委託することになりました。これは、除雪作業員の減少の中ということでの対応だと思います。今回委託するに当たってのメリット、メリットについてお伺いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

除雪業務を委託することによるメリット、デメリットということでもありますけれども、まずこの件につきましては、メリットと呼ぶほどの効果に期待して取り組もうとしているわけではありませんで、むしろやむを得ない手段として委託という方法に頼ったところがございます。確かに理屈からしますと、役場が直接雇用する作業員が少なくて済む分、冬場に仕事が少なくなる建設業者の余剰人員を有効活用できるというメリットが生まれるわけですが、その建設業者にも既に人手不足の波が押し寄せてきている現状を鑑みますと、むしろ将来的な不安が大きく、メリットとしては極めて限定的なものであると言えます。

一方、デメリットとして最も大きな課題になってくることは、やはり除雪に要する経費の増大であります。大ざっぱに言いますと、直営の場合は直接人件費である給料を支払うだけで済むのに対し、業者委託の場合は直接人件費に加え、現場管理費や一般管理費などの、いわゆる諸経費も加算して委託料を算出するため、同じ距離数の除雪路線に費やす経費は、直営に比べて委託のほうがどうしても高くなってしまいます。

ただ、これは役場の予算確保の問題であって、この予算がほかでもない町内の業者に対して支払われる以上は、町内経済にとってもある程度プラスに働くものでありまして、この点に関しては全てデメリットばかりではないと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今課長おっしゃられたように、これが除雪体制の最終手段ではないと思います。では、今後、この人員確保を含めた対策についてお伺いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

ご指摘のように人手不足が続く限りにおいては、委託によって根本的な問題が解決するわけではありません。今後の人員確保対策ということでございますが、これまでは基本的には町内募集にとどまっていたわけでありまして、それが人口減少、高齢化によってどんどん応募者が減ってきておりまして、もはや町内だけの募集では限界に達しているという感があります。

町内が限界であれば、町外あるいは県外にまで広く人材を求めていく以外に方法がないわけでありまして、実は今定例会で審議される補正予算案に、除雪作業員の確保対策に係る新規事業予算を計上させていただいているところであります。詳しくは、その補正予算案の審議の際にやり取りをさせていただければと思いますが、いずれにいたしましてもこれまでの枠、エリアを超えて対象者、ターゲットを捉えていく必要があるものと認識しているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 今回の補正でという話がありましたので、この続きはまた出された補正予算についてお伺いしたいと思うのですが、町内の除雪体制では県道、町道がそれぞれあって、それぞれ管轄が違う体制になっております。これだけ人が減ってきている中で、町の除雪、県の除雪というふうな人員の奪い合いといいますか、どちらも作業員確保に苦慮しているという状況であるのであれば、町も県も一体となって西和賀町全体の除雪をというふうな方向も検討に入らばと思うのですが、その辺の検討についてお伺いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

除雪体制の検討についてであります。この問題は短期的な取組と中長期的な視点で考えるべき方策を同時進行で処理していく必要があると考えております。短期的な取組というのは、先ほど来申し上げている委託化ということになりますが、今年度はこれで何とかしのぎ切ることができるとして、来年度さらに直営の作業員が減少することになれば、その穴をどうやって埋めるのかという問題に突き当たります。

このように今年度どうするのか、あるいは来年度どうするのかという現実には差し迫った問題に対しては、どうしても一時的な対応にならざるを得ないわけですが、こうした一時的な対応には限界があり、どこかの時点で問題の根本的解決につながるような体制構築を図っていく必要があります。その際の着眼点は、除雪に関わる人、物、金をいかに効率的に使っていくのかということにあるのではないかと考えております。すなわち人というのは、除雪作業員のことです。物というのは、除雪機械です。金は、予算のことです。議員もご指摘のように、一口に道路除雪といっても、町内には町道のほかに国道もあり、県道もあります。町内の国道と県道は、道路管理者の岩手県が除雪を行っております。県もまた直営の作業員を抱え、除雪機械を所有し、業者委託も行っております。これまでの県は県、町は町というような組織団体の垣根を取り払い、これらを一元化、一本化するような方策、一体化するような体制を構築することによって、そこにある人、除雪作業員、物、除雪機械、金、予算を効率的に運用していくことができないかということまで検討、研究を深めていく必要があるものと認識しております。

本町のこうした実情を踏まえ、今年度、県北上土木センターとの間で実務担当者による打合せの場を設けていただいたところであり、様々なハードルがあることは承知をしておりますが、

まずは課題認識の共有を図りながら、何とかして物事を前に動かしていくために努力していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 西和賀町、やはりよく町外の方に言われるのは、この雪のことです。いいところだけでも、冬の除雪が、逆に除雪体制がすばらしいというふうな評価もいただいているところで、やはりこの人口減少の中で克雪というのは永遠のテーマだと思います。県との検討にも入ったということですので、何とかいい方向にこの除雪が向かっていっていただければと思います。

私の質問は、これにて終了いたします。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順2番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

2番 皆さん、こんにちは。第23回定例議会一般質問の通告をさせていただきました北村嗣雄でございます。よろしく願いいたします。今年も令和4年、残すところ2週間余りになりましたが、先ほど町長あるいは同僚議員のほうから話がありましたが、町内においてもコロナの感染が拡大しており、町民の皆様も不安と、それからまた感染された方、亡くなられた方には大変気の毒でございます。私どもも可能な限り予防対策を取りながら、新年を迎えられればなという考えでございます。

さて、私の今回の一般質問でございますが、9月の定例議会でも若干農業振興について質問させていただきましたが、時間の関係上、私な

りにもう少し町の考えをお伺いしたいなというところから、今回農業振興について、これ一本について質問させていただきます。

水田転作の助成の柱になっている水田活用の直接支払交付金の見直しに、今年度から5年間に一度も水稲を作付しない農地を交付対象から外すということになっている。今後引き続きこの交付金を受けるには、無理をしても転作の輪作サイクルに水稲を組み込めざるを得ない状況であるわけだが、畑は排水、水田は保水を基本的に土づくりが必要であるわけだが、畑作化と復田を繰り返しては土壌の構造が全く異なる。野菜も水稲も満足に育たない農地になってしまいます。

交付金は、もともと転作作物の販売収入が主食米に比べてかなり少ないため、生産者への所得保障として創設されたものであり、復田を条件に加える自体筋違いであると。見直しから1年経過するところでありますが、通告書にある次の事項により、町の見解を伺います。

1、町内の今年度における水田再生（復田）状況と今後の見通しについてまず伺います。よろしくをお願いします。

議長 内記町長。

町長 水田活用の関係については、担当課長から答弁します。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、ただいまの質問につきましては、私のほうからお答えをしたいと思います。

令和3年度に米以外の転作作物を作付していた水田で、令和4年度に米の作付に転換した面積についてお答えいたします。まず、合計の面積でございますけれども、23.4ヘクタールということでございます。内訳なのですけれども、水稲、米に変わったもの、主食用水稲に変わったものが15.4ヘクタール、ホールクロープ用サイレージ稲、WCSですね、これが8.0ヘクタールというふうになっております。令和3年度

の、参考までにとということですが、転作作物、主なものはソバ、大豆、リンドウということから、このような形に変わっているということでございます。

今後の見通しということでございますけれども、9月議会においてもお答えをしたところなのですけれども、米の栽培につきましては、議員ご指摘どおりでございますけれども、一定の水量ということで水が必要になるということでございます。水田に再生できる農地というものは、やはりその限度があるということで、今後大幅に増加するといった状況にないものというふうに考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 各農家は、それなりにやはり対策なり、今後の検討をされていくわけだが、これによって今年度というか、前年度まで交付を受けていた交付金、かなり減額になると予想されるわけですが、概算でもよろしいですが、幾らぐらいになるのか、もし把握できればお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 申し訳ございませんけれども、その部分の試算というものは現在のところしていないということでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 後ほどでもお知らせいただければと思います。

いろいろ話が、質問が重複しますので、2番とひっくるめてお話をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。また、先ほど同僚議員の質問の中にも出ていますが、重複する分はお許しをいただいて、よろしくをお願いします。

町内の水田面積に占める水稲を作付していない、転作も含めてなわけですが、依然として面積、水稲ではない水田が高いわけですが、こうした状況を踏まえて、その中で今後の見通しにより不作付、いわゆる遊休率がかなり拡大するというのも見込まれるわけですが、具体

的な今後のそうした耕作放棄になり得る用地の対策、町としてどのような受け止め、対策を持ってもらえるのかをお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それではお答えしたいと思います。

まず、水田に占める水稲作付しない割合が依然として高いといったことにつきまして、その原因ということについてお答えしたいと思います。大きく分けると次の2つということになるかというふうに思います。

1つ目でございますけれども、これは言われていることなのですけれども、主食用米の需要量が全国ベースで見て下落傾向にあるということで、今後米の販売価格の上昇を見込むことが難しいというのが1点目だと思います。

2つ目なのですけれども、農業後継者、農業労働力の減少に伴って農地を維持すると、それ自体が難しくなっているということが挙げられると思います。

その対策としてということでございますけれども、令和5年度から令和6年度の2か年にかけて現行の西和賀町人・農地プラン、地域農業マスタープランを見直して、新たに地域計画を策定するという事となっております。これは、国の制度改正で全国全ての市町村に義務づけられるものなのですけれども、その中で今後、作目の在り方、あるいはその農地の活用、管理、そういったことを地域としっかり話し合いを重ねて方向を見だしていきたいというふうに考えております。

そういった中で、このエリアは何を作付する、あるいはどのように管理すると、そういったことをはっきりさせるということを考えていきたいと思っておりますけれども、やはり地域の実情を踏まえ、その検討結果を踏まえて、町としても農地を維持するために必要な対策ということについて検討したい。それは、補助事業でありますし、どのような形で農地を集めるか、そういったことを全て、その話し合いに基づいて検討し

ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 確かに今課長がおっしゃるように、要因はいろいろあるわけでございます。そうした中で、やはり耕作放棄になりかねないこの用地については、いろいろな課題があると思います。確かに担い手のなかなかなか少ない地域、それからやはり今日までいろいろ転作してきて、このような見直しにより交付金が削減されることによって意欲をなくし、離農する農家。こういうのが多々考えられるわけですが、ただそれを成り行きに任せておいては、何ら町の農業を守るといっても、今後維持していく上で、あるいは農家がある程度希望を持って取り組める、やっぱりそうした対策というか、前向きな考えがないと、あるいはそれに向けた事業がなされないと、やはり本当に西和賀の農業もなくなってしまう、そういう事態にも成りかねない状況になると私は考えます。

それで、この耕作放棄地の、遊休地の対応についてですけれども、私以前にも申し上げましたが、今西和賀にも法人の、組織された複数の事業体があるわけですが、中間管理機構とかを輪として、西和賀はかなり半径、それこそ30キロ以上の農地ばかりになるわけですが、そうした地域でも集積されている、耕作されている法人の企業体もあるわけですが、そういう企業体を中心に、中間管理機構に基づいて耕作をしていただくような環境というか、やはり基盤をつくらないと、やっぱりこれはできないのではないかなと考えるわけです。

私考えるに、やっぱり湿田、確かに光が入っても、あるいは刈り取りするにしても大変な水田が多分あると思うのです。やっぱりそうしたところが残っているわけで、この対策に私はちょっといろんな関係機関にも携わって、いろいろ把握してきたところですが、他町村ではやはりそうした田んぼを、今年度特に見受けられる

のは雫石町なのですが、暗渠排水の事業をなされているのです。こうした本当にここ何年か遊休地になっている水田をされていますので、町としても地域の遊休地に対してもっと具体的に調査しながら、そうした事業も入れて、やっぱり農地を守る一つの手だてにもなるわけですから、その辺をやはり検討する考えは、あるいはされているのか、ちょっとお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

現在のところなのですけれども、小規模なものなのですけれども、農業基盤整備事業というものがありまして、そこで簡易な、例えば暗渠排水ですとか、区画整理ですとか、そういったことができる事業というものは当然これあるのですけれども、これは小規模で、しかも受益者数が複数いることですか、ちょっといろいろと要件があるのですけれども、そういったものは当然あります。

ただということなのですけれども、大規模なやはり改良ということになると、そういった小規模事業では対応できないと。極端に言えば、区画整理事業を導入するですとか、そういったことが当然これ必要になるというふうに思うのですけれども、町としても地域計画の策定でも話をして、必要な部分に関してはこれ予算が、全てというふうな、限られた予算の中でやらなければいけないということで、全てというわけにはいかないのですけれども、その地域の実情を踏まえて話をして、ここを手を入れれば農地として維持ができるということがはっきりすれば、これ当然やはり検討していかなければいけないというふうに思います。

いずれその地域のやはり実情等もしっかり把握した上で、必要な部分についてはこれは対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 今、確かに課長のおっしゃることもそのとおりでございますが、当然所有者、地域の耕作者の意向なり意見、あるいはそうした意向というものを十分に集約して、踏まえて対策をしなければ、施行をしなければならぬと思うわけですが、ただ西和賀においても今基盤整備されて法人で組まれているような地域、こうした地域はある程度、やはりきちんと今後の農業経営に対する基盤ができています。

ただ、地域を取って言うわけではございませんが、北のほうの、私どものほうの地域のほうにとっては、未整地の水田で、そして大半が草地なり、あるいは転作田になっているところが多いわけですが、こういうところには急務的に、今後町としてもやはり対策なり対応というのがやっぱり必要ではないかなと私は思うのです。いろんな耕作者が抱える課題というものも十分に把握して、数少ない担い手でも取り組んでもらえるというか、取り組んでいけるような、やはりそうした対応が必要ではないかと思うわけです。

私、かねがねいつも言ってきているのですけれども、誰かが、あるいは個人の方でも、借地をして耕作するにしても、そこが、全体がもう休耕田になって、そしていわゆる水田に戻すにしても、なかなか用水の確保とかできないというか、不可能なやはり状況になっているのです。土地改良区が絡んでいるというか、関わりしている水田については、ある程度確保、整備されているわけですが、その辺今後全体の農家の農地をやっぱり守るというか、やはり維持していく上で、町として私は考えてもらいたいなというふうに考えます。対策として、やはり今後町として考えている事項があるとすれば、まずちょっとお伺いするわけですが、何かございませんか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えをしたいと思います。



先ほど高橋宏議員の質問にもお答えをしたところなのですが、農地をどのように活用するかと、それは当然担い手との関わりということがあるわけなのですけれども、勝手に町のほうでこうしてくれということではなくて、やはり地域としてこのような活用をしていきたいということはあるかというふうに思います。その部分を見捨てて一方的に進めるというのは、決して正しい方向ではないですし、農地がきちんと管理される、農業が維持されると、そういった方向、形にはならないと思いますので、その地域の話合い、実情、これをしっかりした上で、その必要性ですとか、そういったものをしっかり明瞭化した上で進めていくと。その上で、こういったことが必要だよということを明らかにした上で、町として支援できるものがあるならばこれは当然支援させていただくと、そのような形でやるのが正しい方向なのかなというふうに思います。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 いろいろお話はいただきましたので、分かりますが、ただ今後の転作が厳しくなる中で、やはりソバでも大豆でも、今までは交付金をいただきながらの作付であって、どうにか採算が取れたというより維持できているという状況であると思います。この間、二、三日前ですが、隣の秋田の方の農家の方のあれが、ちょっとマスコミが捉えていきましたけれども、やはりこれではとても、ソバも大豆もこの見直しによってはもうやっていけないという、農家の方が話していましたけれども、当然町としても同じような立場になっているのではないかなと考えます。ぜひ早急な、町として本当に耕作者なり地域を検討していただいて、やはりお願いしたいなと思います。

次、最後のほうに行きますが、稲作は町の基幹産業であります。また、地域特性を生かした花卉、西わらび、ソバ、大豆の作付も拡大して

いる。今後、助成金に頼らない自立対策が急務と考えます。今回のこの農水省の見直しは、私ども地域にとっては農家の抹殺行為に当たるような気がして、死活問題だと私は感じております。やはり今年度、6月ですか、7月ですか、町長も同行していただいて、農水省のほうに陳情には行ってきたわけなのですが、なかなか私が陰で見ている限りでは聞き流しに、また要望の方が見えられたのかなという受け止めに感じているなど、そのように見受けられたところですが。

ただ、私どもはその後、長野のほうに研修されたわけなのですが、そのときも町長も同行して視察をされたわけなのですが、小布施町の取組、これまで十数年にわたる息の長い取組で、今回に至ったなというふうを感じるわけなのですが、地域資源というか地域にあるものを活用して農業立町を立ち上げて、そして今まさに農作物が、出すもの出るものブランド化している。そういうようにやはり町が農業に、本当に一本で、すごい勢いで、特に道の駅の中に行っても食べるナスが1つ2,000円とか、小布施栗といえば10個ぐらいで2,000円というような、そういう価格で、それでも売れますという、いろいろ話を伺ったわけなのですが。

まねはできないかもしれないけれども、地域資源というか、地域にあるものをやはりもっと活用して、農業が盛んになれば、これは観光とともにまちづくりも進むのではないかなと私は思うのです。町長もいろいろ今回の視察も踏まえて、また就任されたときからも対話を重視して、そしてやはり地域資源を踏まえながら、まちづくりをとということをおっしゃっておりますので、ぜひ町長の、今こうした危機を抱えている西和賀の状況を踏まえて、ひとつ今後の対策なり、町長の考え、意向をお伺いできればなと思います。よろしく申し上げます。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

先ほど来西和賀の抱える、そういう農地利用の課題等については、先ほど担当課長が申し上げましたような対策をしっかりと打っていくということが基本になっていくと思います。

また、中山間地域、こういうハンディのある地域として、いろいろ国の中山間地の直接支払とかを含む日本型支払等で支援をしていただいている面もありますし、今後いろいろ強化されてきている面も踏まえると、そういうものを有効活用して対応していくということに、しっかり行政としてはやっていかなければならないと思います。

一方で、そういうものを使いながら、自立した農業を目指していくということは、言われますように、非常に目指すべき大事なことだと考えております。そういう点では、一緒に視察させていただきました小布施町のような取組によって、自ら地域で出す農産物がより持続できるような価格で、しっかり販売できるというような体制を構築していくことが大事であろうというふうに考えております。

それにつきましても、やはり一番どういう方が意欲を持ってできるかという部分がポイントになってくると思います。これまでの西和賀町、振り返ってみましても、花、イチゴにおいては一時他の町村を圧するぐらいの勢いがあったこともあると思います。そういう時点で、花で今もしっかり後継者をつくってやっている地域もあります。そういう分かれ目はどこにあったのだろうというようなところも、反省といいますか、振り返り事項と見ながら、今後しっかりそういうのを生かして、その当時より、より厳しくなっている状況ということも認識しつつ、見通して対応を進めていきたいというふうに私自身は考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。今後ますます地域のとうか、本町の人口減少とともに、少な

い担い手の中で西和賀の農業を守るというか、維持していく形になるわけですが、いろいろな、やはりそうした担い手のご意向も踏まえ、あるいは町の姿というものをじっくり捉えていただいで、やっぱり農業の生き残りをかけられる対策を講じていただければなと思います。それによって、やはりまちづくりも一つの基盤として立ち上がっていくようであれば幸いだなと思うわけです。ぜひ改めてお願いをして、私の一般質問をこれで終わりとします。ありがとうございました。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ここで午前中の北村議員の一般質問において、農業振興課長から発言を求められておりますので、この際発言を許します。

農業振興課長。

農業振興課長 先ほど北村嗣雄議員の一般質問、答弁の部分で、私お答えできなかった部分がありますので、補足してお答えをしたいと思います。

内容につきましては、水田活用の直接支払交付金の見直しに伴って交付金の減少額がどの程度になるかということでございますけれども、令和3年度の実績を基に試算をした結果、約4,500万円ほどの減少になるというふうに試算をしましたので、その旨お知らせしたいと思います。

以上でございます。

議長 北村議員、よろしいですか。

次に、登壇順3番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 こんにちは。刈田敏です。早速質問に入りたいと思います。

今回は、大きく2点について通告しております。集落支援員についてお聞きしたいと思いません。今年度から事業が展開されていますけれども、集落支援事業の現状と課題、今後の進め方について伺うということで、初めに集落支援センターについての状況をお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 集落支援事業については、担当課長から答弁します。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、集落支援についてということで私のほうから答弁させていただきます。

町では、この4月から、旧小学校区単位に川舟集会所、泉沢会館、新町公民館、湯本公民館、上野々公民館、新田郷公民館の6か所の建物の一室を利用して、集落支援センターを設置しております。6月までは、集落支援員が配置されたばかりということもあり、湯本地区集落支援センター1か所に勤務して、町内各地域の現状や町の地域づくり施策などについての研修を実施しました。

7月からは、それぞれの集落支援センターに集落支援員と職員を配置して、センター内外での地域の声の収集や、相談の聞き取りなどによる地域の現状把握や課題の整理などに努めてまいりました。現状については、各センターの活動内容には大きな相違はないものでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 今日は、やはり町の中で大変ご苦労されておりますこの集落支援員の皆さんがどういう活動をしているかということを確認しながら、次に進めるような形で、いいものをぜひとも目指していきたい、そういう意味で質問するものでありますけれども、それではこれまでの活動についての課題、問題点を伺います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援センターがあることで、集会所がこれまで以上に利用されるようになることが望ましいと考えておりました、チラシ等を各地域で配布、回覧するなどして集落支援センターでの活動の周知に努めたところですが、コロナ禍で地域の活動が低調で、行事がほとんど行われなかったことや、集落支援センターが置かれてまだ日が浅いということなどもあって、まだまだ地域の人たちに十分に知られていない状況にあることが課題だというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 コロナ禍にあって行事等ができていないということでありまして、実働というか、活動自体がそんなに、まだこれからだということであるというふうに思います。活動の中には、やっぱり聞き取り調査等、そういうこともあったのでしょうけれども、そういう点についての課題等もなかったのか、その点ちょっとお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 聞き取り調査ということで、支援員自体が外部に出ていろいろ意見を聞いた、役員会ですとか集まりなどに参加しながら意見収集に努めたというところでもございました。まず、中でもやっぱり地区の役員会の中で地域の課題等を把握するに至っては、やはり地域のそういう総会ですとか、行事等への参加者がやっぱり少ないですとか、若い人たちが参加しないといったような部分の意見なども出されたというふうに聞いております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 その辺が一番ネックになるのかなと思います。これまでも各集落等、地域等でもやっぱり会議に参加する人が少ない。そういう状況の中で、自分たちの問題点、課題を吸い上げられないような状況があったと思いますし、そこにおいてやっぱり集落支援センターを設置して、

その中で集落支援員さんがいろいろな問題、そういうのを聞き取りしながら町に伝えるというように私は認識しているところでありますけれども、この集落支援センターが町内6か所で、実際の活動はまだこれからということでありますけれども、1年そろそろ経過するところでありますので、この6か所でいいのかというあたりについて課長はどのようにお考えですか。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

6か所というのが旧小学校区というような区域を考えての区域分けということになっているわけですが、その中でやっぱりその小学校区を構成する行政区というか、地域自治組織について意見を十分に拾い上げるですとか、必要な施策をしていくに当たっては、やはりまずその旧小学校区単位に1人の支援員を配置しながら、十分な、そういうふうな活動を行っていくことが求められるというか、理想だというふうに考えております。

以上です。

議長　　刈田敏君。

1番　　今旧小学校校区ということが出ましたけれども、実際、現状その旧小学校区においてのいろいろな面での活動、働き、動きというものは今のところは見えていないのですよね。それで、各集落にはそれぞれの問題、それから地域性というものがあるので、それを6か所にまとめるというのはちょっと無理があるのではないのかなというような気もします。

逆に集落においては、そういう集落支援員は自分たちのところでは、現時点では必要はないのだというところがもしあるとすれば、そこは必要ないとして、もうちょっと手厚くするためには集落支援センター含め、集落支援員の人数を増やしながら密に活動していくことが、ある意味新たに展開していくのではないかなと思いますけれども、その辺の考えはどうですか。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　配置については、先ほど述べているとおり、旧小学校区単位ということで、まず区域はそうなっておりますけれども、いずれ支援については今各29行政区で、その中に1つずつの地域づくり組織というものがあって、そこについての支援を行っていくというのが集落支援員だというふうに考えております。実際まずそういう形で、今6つで配置しておりますし、これから、実際のところそういう地域の状況等も今年も把握には努めたのですけれども、よりそこから会議等に入ったり、意見を聞きながら、どういう形が最終的に望ましいかということについても改めて考えていきたいというふうには思うのですけれども、今の段階ではこの6つの配置というところで、まずそれぞれの構成する区域の組織についての活動ということで考えているものでございます。

以上です。

議長　　刈田敏君。

1番　　現在は、2か所で行っているわけですが、これまでもですけれども、聞き取り調査等もあったと思うのですけれども、結果としてどのようにまず押さえておられるのか。4月からの分を通して、どういうことを捉えているのかということをお伺いいたします。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

先ほども述べましたとおり、今年につきましては、4月から7月までは一つの湯本地区というところで、センターで6人が様々な町についての勉強をしたり、研修を重ねたりということを行ってきましたし、7月から11月末まではそれぞれのセンターに配置しながら、まず地域回りをしたりとか、様々な役員会ですとか、集まりに参加しながら意見集約に努めたというものでございます。

7月から11月の期間においては、地域の役員の連絡会議の開催ですとか、あとはそういう部分の地区の役員の方々の会計をつかさどる方の

会議を開催したりですとか、そういうような中での意見集約をまず行ってきたというところになっております。

中でもやっぱり地区の役員会議、連絡会議の中でのそういう意見とか課題等を捉えた中で、それでは今後まずどのような活動につなげていけるかというようなところで現在というか、今取りまとめ等を行い、次年度につなげていけるような形で検証も行っているという段階でございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 いずれこれまでの精査をしているということでもよろしいかなと思いますけれども、今回あえて支援センターと支援員について質問する、今度は支援員について質問するわけでありませけれども、先ほどの課長のお話であれば、状況次第では支援センターというものは決まったものではないというか、必要に応じてまた増える可能性もあるということでもよろしいのか、その辺をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

現段階でセンターが増えるとか、減るとかといった話はちょっとまだ、その検証をした上でなければ話はできないというふうに考えております。ただ、当初の考えどおり6つの地区で配置して、それぞれがまず1年目ということで、それぞれの地区を把握しているということからすると、まずその形で進めるのがよいというふうに考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 検証次第ではということだと思いますけれども、私が言いたいのは、その地域性というのがやっぱり違ってくる、片や商店街であったり、片や農業地帯であったり。それを学区ごとだということでもまとめるのが果たしていいのかなど。同じ問題にしても、様々なことも出てく

るのではないかということの意味であります。

いずれセンターの分についても集約して、どうあるべきかやっぱり検討していただければと思います。

次に移りますけれども、集落支援員について、今度は大変集落支援員の皆さんも初めてということもあって、大変ご苦労されていると思えますけれども、これまでの流れについてお聞きしますけれども、これまでの支援員全体の業務の流れと、それから現状についてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援員6人が町の会計年度任用職員として4月に採用され、地域の声の収集や相談の聞き取りなどを通じて、情報収集と地域の現状や課題の整理などのまず業務を行ってきているというものです。具体的な日々の業務といたしましては、毎朝8時半から各集落支援センターをインターネットでつないでのオンラインミーティングを行ったりですとか、その日の活動予定の確認、活動を通じた疑問や問題などについての話し合いなどを行っております。

その後の時間については、センター内での事務や地域回りですとか、各種地域の行事や会議等を通じての情報収集や意見交換などを行っているというものでございます。

また、週に1度は全員が集合して、直接まず会う形で意見を交わす集合ミーティングを行っておりまして、オンラインだけではなかなか説明しにくい複雑な事案や、お互いの活動についての話し合いを行っているものです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 それでは、6名の支援員の方がいらっしゃると思うのですがけれども、各支援員の主な活動状況で、同じようなこともあると思えますけれども、こういう例がありました等ありましたら、それについて答弁願います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

7月以降各集落支援員は、集落支援センターを拠点として、地域を巡っての住民からの意見や要望等の聞き取り、地域の現状と課題の把握などに取り組んでまいりました。具体的には、ミーティングなどの日常的な活動や、月2回の行政区配布のほか、担当地域の各自治会などで開催される各種会議への出席や、サロンなど地域で開催される行事への参加なども行っております。

また、自治会役員や自治会の会計担当、若者や女性などを対象とした意見交換の場を設定するなど、地域づくり活動や集落の維持、活性化に関する意見交換を行ったほか、地域から出された要望等について、関係する部署等への伝達や連絡調整を行ってまいりました。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 各地域の若者だったり、老人だったり、意見交換ということがありました。これについては、なかなか私どもは分かりづらいところがあるので、その点をこういうことでしたとかというように、町民に向けての報告、アピール等はなされるつもりですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 いずれ先ほどもちょっと触れたところもあるのですが、各地区のそういうふうな役員連絡会等からの出された意見を捉えて、まずやっぱり若者とか、女性の参加が少ないというような部分がやはり課題として挙げられましたので、今年度については集落支援員のほうから、そういうふうなところの聞き取りを行いたいというようなことで、そういうふうな場を設けたということをごさいました。

いずれそういうふうな取りまとめ結果とか、あと集落支援員自体が課題を捉えてどういう活動を行っていくべきかというようなところの、そういうふうな自身のそういう取りまとめを役

場内部のほうで発表する場なども設けて、その6つの地区のそれぞれの集落支援員がまとめた結果というものについては、一番いいのは担当する地区のところ、こういうふうな提案ができるというようなところを出せるのがベストだというふうにも思いますし、まず方法はちょっとまだ今のところはっきりとしたものはないのですが、地域であれば、住民の方々に結果については当然お知らせしながらというのが、やっぱりその地域の活動が活発になることにつながるというふうに思っておりますので、進めたいというふうには思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 地域との関わりということで、やっぱり地域と、すごく心配なのは円滑に回っているのかなというような状況が心配だったので、その点は十分まず円滑に地域等に溶け込んでいるということでもよろしいですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、集落支援員が地域回りですとか、地域の会議や活動へ参加して、住民の方のセンター訪問なども通して、集落支援員を配置する以前よりは住民の方の生の声を聞く機会というのはまず持てたというふうに思っております。

ただ、やっぱり今年の課題といたしましては、各地区の役員会等には参加したとか、そういう女性、若者の会を開いてとか、そういうふうそれぞれ活動は行ったものの、行事等がやっぱり持てなかったという。コロナ禍の影響が非常に大きいというふうに捉えておまして、やはりそういうふうな行事等を通した中で、住民の方とより触れ合う機会を持って、親しくなる機会が持てなかったというのが課題だというふうに捉えておりますし、集落支援員の皆さん自身もそのように、やっぱりそれが一番残念だったというふうに話をするところですので、そういう部分の触れ合いということをまず何とかし

て持てるような形でというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 これからの課題としては、アピールしていくことと、いろいろ地域との情報交換をしながら、地域自体、集落自体がやっぱり活性化していくような方向を目指していくのがいいのかなとも思います。当地区においては、敬老会のお手紙を書き寄せていただき、お年寄りの方々も集落支援員さんに手紙を書いてもらって、大変好評だったということも実際私も聞きましたので、そういうところからつながっていくことで、また受けるというか、集落の人たちとの気持ちも一緒になっていくのではないかなと思います。

ただ、それ以降、まだまだ課題や問題を解決していくという場面にはなっていないのですけれども、将来はやっぱり橋渡しとして十分活動できる環境は整えていかななくてはならないのかなと思います。

そこで、情報交換の状況と課題について伺いますけれども、その情報交換というのは各支援員の人たちの情報交換……先ほどもちょっと触れられたと思いますけれども、課題やら、こうであるべきとか、そういうことがありましたらお聞きいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

先ほどのご答弁のちょっと繰り返しになってしまうと思うのですが、やはり地域での会議や行事、集まりなど予定を聞き取り、できるだけ参加して、情報収集、情報交換に努めているものの、やはり今年というか、ここ数年多くの地域ではコロナ感染対策のために、以前のような行事がなかなか行われないう状況にあります。多くの地域住民の方々との情報交換がなかなか難しい状況にあったというふうに考えております。

ただ、そのような中であっても、自治会の役員会、会計担当の会議、若者、女性などを対象とした意見交換の場などを設けるというようなことで、まずなるべく多くの方と接したいということで取り組んでまいりました。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 次の質問に移りますけれども、これは集落支援事業全体についてです。町の考えといたしますか、どういうところを目指していくのかなということでありますけれども、1つは町職員配置について、現在は職員も張りついて一緒にやっているわけですが、これについて今後どのようなことを目指して進んでいくのか、その点をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町職員の配置は、集落支援員の各センターへの配置と合わせて、7月から11月まで実施いたしました。集落支援員の助言、不在時の対応等を目的に、庁舎での仕事、センターでも行ういわゆるリモート勤務の形で実施してきました。

西和賀町は南北に長く、通勤時間が総じて長くなることや、冬期間の除雪、吹雪の中の通勤など厳しい労働環境にあって、リモート勤務の導入はまず行政に限らず、西和賀型の新しい働き方にもつながる可能性があると考えております。そのようなことから、試験的な意味も込めて取り組んできたものでございます。

ただ、その一方で、町職員からはリモート勤務では庁舎と同じように仕事をするのが難しいといった意見もあることなどから、制度の検証を行って、来年度以降の対応について決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 職員の配置は、今後まだ検討していくということでよろしいのかなと思いますけれども、それにおいて職員がそこに張りついたらときにや

っぱり心配するのは、負担やいろんな面での影響がないかということがすごく懸念されます。そして、本当に職員が行く必要があるのかということもあります。やっぱりそういう意味で支援員と、支援員の活動の中に行政の情報の提供ということも、要するに地域の情報を提供することでもありますけれども、その点についても課題の共有がなされていたのか、その点はどうでしたか。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

今年度につきましては、やはりコロナ禍の影響ということで、集落支援センター、支援員の配置という部分の周知がまず図られなかったという部分から、なかなかセンターのほうに訪れる方々というのも少なかったというふうに捉えております。やはりそれが、センターのほうに来られる方がたくさんいるというところについては、支援員がいて、職員がいて、どちらか不在な場合という対応というものも求められると思いますし、住民の方からの相談に対しても支援員が職員を頼ってというような部分でできたものというふうに考えておりますが、今年については実際のところ、そういうふうな訪れる方が少なかったというふうなところから、まずそういうふうな情報の連携というような部分とか、そういう話には、ちょっとそこまではいけなかったというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長　　刈田敏君。

1番　　始めて間もなくで、コロナ禍の状況もある中で、なかなか活動自体はそんなに進んでないということだと思いますけれども。ちなみに、訪れる人がそんなにいなかったということですが、当初すごく仕事内容としては、スマホの使い方等を実際教えてあげられますよというようなことがありました。その点について何か、実際行われたことがあれば、その点をお伺

いたします。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

スマホの操作を教えてほしいといった住民の方がおまして、まず何人かいたようですけれども、その方々が7回、8回というようなことで訪ねられて、指導したという部分がございますし、あとはやはり今のメルカリというソフトなどもあって、まず自身のそういう不用になったものを必要な方にお譲りするというか売却する、そういうような部分のものがあるのですが、そちらについてもぜひ教えてほしいというようなことで教えられたというのもございます。

また、やっぱりマイナンバーカードのほうになって、ポイントの取得方法について知りたいというようなこともございまして、その方についてご指導したというような、そういうふうな場面もございました。

以上です。

議長　　刈田敏君。

1番　　集落支援についてはあれですけれども、集落支援員はやっぱり職員と連携しながら、地域の課題、問題、それからいろいろなことを共通認識して解決に臨むというようなことだと思います。そこで、その中においてはやっぱり防災であったり、空き家だったり、農地の問題であったり、除雪、それから買物、様々な問題があると思います。最後の質問になりますけれども、そういう意味では役場全体での連携強化が必要と思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

町内29の自治会の状況は様々ということで、町の高齢化と人口減少によって、自治会の基礎的な体力がまず弱まってきているというものです。求められるニーズも複雑化しております。町では、集落支援員に地区の要望等が寄せられた場合の対応については、関係課への伝達から



回答までを迅速に行うようなルールづくりを整備しております。

また、複数課にまたがる内容については情報共有を行い、連携して解決に向けた検討に向けて進めているところでございます。集落を起点とした地域づくり活動は、今後一層重要になってくるものと考えておまして、地域と町をつなぐ集落支援員の力をまず活用しながら、役場全体で集落を支援する体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 ということ、張りつめた職員も同じように、問題をやっぱり共有しているということ、よろしいですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 今回職員についても、一緒に7月から配置ということで、まず各課のほうにも様々な業務等で難しい中であって、順番を決めて配置をしていただいたというものでございます。やはり支援員につきましても、支援員はそういうふうな各住民からの問合せに対して、必要な箇所につなげて迅速に解決するというような部分からも、やはり職員がどういう担当であって、どういう内容のものを、業務を持っているかというようなところを知るといっても非常に大事なことだというふうに思っておりますので、そういう面では一緒に配置したことで、そういう話ができたと部分もあったというふうに捉えているところでございます。

まず、実際センターを訪れる方々がなくて、具体的にどういうふうに対応できたかというところが、今のところそういうのが出てきていないところからすると、やはりちょっとそこら辺の方法については今後検証して、進めていきたいというふうに考えるものでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 集落支援事業の方向性というのは、非常

にやっぱり集落の維持につながっていくことだと思います。その中で、集落の人たちがみんな問題点を出し合ったり、こういうことということを集落支援員さんが職員と同じ問題を共通認識して、それをまた庁内、役場の中で問題提起するという、そういうことをしながらいくということが理想的であって、例えば議員が何それと言うことも必要ですけども、やはり身近なところで集落支援員さんと地域がそういうことに力を合わせていくということがやっぱり重要になると思います。

そういう点で、やっぱり職員との連携というのが非常にこれ大切だと思いますし、そもそもこの事業自体をきちっと分かっていないということがあるとすれば、それは大きな問題だと思います。集落支援事業を始めるということは、そこが一番のポイントになると思うので、その点は十分職員の皆さんにも教えるというか、知らしめて、やっぱり一番地域の声をつなげていくということが重要になると思いますので、その点は……という認識でいると思います、職員の人たちは。もしそうでなかったとすれば、この事業をやる意味はないと思いますので、その点は十分考えていただければと思います。

そこで、次の質問に入りますけれども、マイナンバーカードについてであります。先ほどもメルカリだったり、スマホの使い方でも、関連してやっているわけですけども、やっぱりこれからDX、西和賀町もDXでまず頑張っていくというよりも、むしろそっちのほうがいいと思いますけれども、質問です。デジタル社会のベースとなるマイナンバーカードの普及が進められているが、本町はそれではどういう状況にあるのかということで、マイナンバーカードの交付状況について伺います。

議長 町民課長。

町民課長 町民課のほうから、マイナンバーカードの交付状況についてお答えいたします。

令和4年11月末現時点での数字となりますが、1,904人の交付済みで、36.5%の交付率となっております。

議長 刈田敏君。

1番 交付率、申請交付率、一緒にいいですか。

議長 町民課長。

町民課長 同じ11月末時点での数字になりますけれども、申請率で言いますと西和賀町は46.4%、交付、実際に手にされたという交付率が36.5%という状況です。

議長 刈田敏君。

1番 36.5%というこの数値については、現時点でいろいろ一生懸命ひかり放送等を通じて頑張っているようではありますが、課長自体はどのようにこの数値を見えていますか。

議長 町民課長。

町民課長 36.5%というような、前にもご質問ありまして、どういったランクになるのかという質問ありましたが、県内では現在33番目の一番下となっております。

どのように捉えているかということなのですが、町の交付率が低いということについてですけれども、まずなぜ低いかということなのですが、これまではカードがどうしても必要だという場面ですとか、利用できるサービスが西和賀町に限らず全国的に少なかったという点がまず1つございます。

それと、デジタル環境が整い、便利になっていく反面、どうしても取り残される方たちや地域というものが発生します。そういった環境や、物に弱い方が高齢者に多いということに関連しまして、西和賀町の高齢化率は50%を超えて、これも県内有数の高齢化率であるということも1つ。

また、カードの申請自体も自宅で手軽にできるということになっているのですが、マイナポイントを手に入れるための手続であったり、仕組みが分かりづらいということ、それからスマホやパソコンを持っていないという方も

多い点もございます。町内でも、そのポイントを利用できるお店がないということもありまして、いろんなことが積み重なって低いという理由であろうというふうに認識しております。

議長 刈田敏君。

1番 マイナポイント、私はやったのですが、締切りも近いので、マイナンバーカードはそれ以上に私は利用価値があるとすごく思っているのです。課長、デジタル田園都市国家構想交付金というのは分かりますか。

議長 町民課長。

町民課長 内閣府のほうで出しているデジタル田園都市国家構想というのは、認識しております。

議長 刈田敏君。

1番 私非常に、西和賀町はこれからDXを進めていこうということの中で、これちょっと見たら、DXに向けた取組として富山県の朝日町の例がありました。この中では、朝、ユーチューブだったので、雪が積もったときに、スマホで誰か払ってくださいみたいな、そういうこともできる。だから、これは除雪というか、雪払いとかなのでしょうけれども、これが様々な場合も捉えると、非常にすごい。お年寄りがスマホ一つ持って、買物から何かからお願いできませんかというような多分システムだと思うのですが、これが今後西和賀町にとっては大切になって、非常に有効な、やってもらえる形があると思います。

ただ、このデジタル田園都市国家構想交付金の申請には、この前の岩手日報に載っていたのですが、マイナンバーカードの交付率が53.9%、まず53%の自治体でなければ申請できないということです。こういうことも加味しながら、何とかマイナンバーカード、これを……これ強制でないですから、いいのですが、利用すれば、本当に免許証のない方でも特定というか、証明書代わりになりますし、これからは保険証の代わり、免許証とか出てくるので、利用価値というのは非常に高いと思います。そう

いう点での住民に対してのアピールを、次の質問に行くと思うのですけれども、アピールしていくには大切なことでありますし、それ以上のことをこの西和賀町ができるのではないかと思います。今のデジタル交付金、そういうものを使いながら、本当に今健康福祉課のほうでは子供たちの情報とかをやっぱりやっています。その延長になるのだらうと思えますけれども、そういう点でやっぱりこのマイナンバーカードの申請率を増やして、そういう方向に進めていくことが本当に非常に大切なことではないかということで、今お話ししていますけれども。最後の質問になりますけれども、今後の普及方法、活用方法についてお伺いいたします。

議長 町民課長。

町民課長 町民課からは、今後の普及方法についてお答えいたしたいと思えます。

交付につきましては、湯田、沢内両庁舎での受け取りが可能であるほか、現在沢内庁舎におきましては、予約が必要となりますけれども、時間外であるとか、休日交付の対応をしております。

また、申請についてはスマホですとか、先ほどの回答と同じになるのですけれども、パソコンのほか、役場に来なくても直接郵送できる仕組みにはなっておりますが、実際は写真を用意することが難しいといった、デジカメですとか、プリンターですとか、そういったことになりまされども、そういったことを用意することが難しい高齢者の方が多くいらっしゃる現状におきまして、年齢構成別に見ましても、75歳以上の交付率が全国と比べましても差が大きくなっているのも事実でございます。

そこで、町内5か所の郵便局、それぞれにおきまして、写真撮影から申請書の作成までといった支援が常時できるように、今回の補正予算で業務委託の予算措置をお願いしておりました。業務委託については、実施に向けて既に水面下で準備は進めておりましたけれども、交付の前

段階の申請手続きにつきましても、最寄りの郵便局で容易にできるように利便性の向上を図っていきたいと考えておりますし、準備が整い次第、町民の皆様へお知らせしたいと思っております。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうからは、活用の方法について答弁をさせていただきます。

初めに、町内の状況でございますが、現在準備中の医療機関もあります。町内の医療機関及び薬局において、マイナンバーカードが保険証として利用できる環境が整ってきております。マイナンバーカードを使って医療機関等を受診した場合のメリットは、自身の薬の履歴や過去の特定健診の情報等の提供に同意することで、正確な情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

また、医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、一時的に自己負担する必要がなくなることが挙げられます。

ただし、現時点において、全国全ての医療機関や薬局でマイナンバーカードに対応していませんので、この辺は国のほうで今年度システム改修関係の支援を行っておりますので、来年度中にはおおむね全ての医療機関や薬局で使えるような形になるというふうに聞いております。

次に、町内の各医療機関、薬局での利用の状況でございますが、1日の利用の人数が数名にとどまっているというふうに伺っております。

次に、今後の活用に向けてでございますが、先ほど議員さんからございましたが、マイナンバーカード取得者向けサイト、マイナポータルからの電子による申請など、各種行政手続の環境整備に現在取り組んでいるところでございます。

具体的には、子育て関係では15手続、介護関係では11手続の合計26手続について、今年度中に申請が可能になるように見込んでおるところでございます。このほか、役場の窓口で住民票

など各種証明書の交付を受ける際にマイナンバーカードを利用することで、申請書に記載する事項を省略して利用者の負担軽減を図るなど、先進的な取組の事例もございます。先ほど議員がお話しされた内容もございますが、引き続き情報収集を行いながら、町民サービス向上につながるシステム導入について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長 刈田敏君。

1番 やはりいろんな手続するにもマイナンバーカード1枚で、それでオーケーというのはこれからも出ると思いますし、スマホにおいてはAndroidが免許証や保険証も入れられるとすれば、スマホ一つ持って歩けば何でもできると、お金の決済の分も、それができるということで、使いようによっては非常にいいと思います。

あと、申告についても、医療費もマイナンバーカード1枚でできるというお話もありました。そういうことをアピールしながら、何とかこれを進めることで、やっぱりこういう高齢化が進んでいる町にとっては非常に必要不可欠ではないかなと思います。

その中で、今日話しました集落支援員さんが教えてくれるのであれば、これは大変非常にいいことだと思うのですけれども、その辺の連携をやっぱり密にすることが本当に必要ではないかなと思います。

今回は、集落支援について現状を伺ったのですけれども、まだまだ途中経過だということでもありますけれども、何とかこれを活用して、人口減少、高齢化に向けた本当に対応として、この集落支援制度を大きく使うことでやっぱり変わっていくのではないかなと思います。そして、その中で集落支援員さんがマイナンバーカード等も、スマホの使い方もできるとすれば、これはまさにもっといいことだと思います。

こういうことを踏まえて、人が減っていく中でこれから何ができるかということは、DX、

ICT、そしてIT、これを活用していくことが、その分時間、場所、そういうものをやったり克服していけると思うのです。ここを町としてはやっぱり進めていきながら、こういういい補助金等もある中で、ちょっと調べてもらいながら、やっぱり手を挙げてもらって、何とかそういうところを利用していってもらえればということで、今回そういう質問をしたわけであり

ます。  
ということで、質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

ここで2時5分まで休憩いたします。

午後 1時52分 休 憩

午後 2時05分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順4番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

10番 皆さん、こんにちは。12月定例会の初日、本日の最終バッター4番目で質問いたします淀川豊でございます。

西和賀にもいよいよ本格的な冬のシーズンの訪れとなり、これから本格的な除雪作業が始まることと思います。

また、新型コロナウイルス感染症も第8波が本格的に感染拡大し、町内においてもクラスターの発生が多くなってきております。まずは、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

行政的には、新年度予算編成もスタートしていることと思います。1年の締めくくりとなる師走ではありますが、本格的にいろいろな物事や状況が始まる時期でもあります。体調管理には十分ご注意をされ、年末年始をお迎えいただければと思います。

私からの質問は、10月の議会で、先進地視察ということで長野県に行っていました。視

察研修を終えて、6次産業についてと内記町政についての2点、13項目、関連質問3項目についてであり、今日の一般質問は今後の具体的な提案、提言に向けた前段の町長の基本的な考え方、あるいは所見、所感についてお聞きするものであります。通告に沿って質問を進めてまいりたいというふうに思います。

まず初めに、6次産業についてであります。皆さんもご承知であるというふうに思いますが、10月に長野県小布施町と飯島町に議員研修に行っていました。研修内容は、6次産業と農業振興であります。どちらの町も、それぞれの地域に合った独自の施策に取り組んでいる先進地で、町の規模あるいは気候など、西和賀より近い条件で研修先選ばれた地域であります。詳しくは、今後各議員、研修報告書等を作成しておりますので、機会があれば御覧をいただければというふうに思いますが、今定例会では長野研修のテーマであった6次産業についてをお聞きしたいというふうに思いますが、6次産業というよりは地域ブランド戦略についてということになるかというふうに思います。

研修を終えての感想としては、私がこれまでイメージしていた6次産業をはるかに超越されたものを基に地域ブランド戦略に取り組みされていることであります。しかし、その考え方の中心は、町自身をブランド化すること、一流であることといったように明確であり、分かりやすいもので、住民との協働により現在の成果をつかみ取っている印象を受けてまいりました。

今回、我々もこれまで長期にわたり6次産業推進に努力、取り組んできたわけですが、少し視点を変えて地域ブランド戦略について質問をしてまいりたいというふうに思います。その点は、ご理解をいただければというふうに思います。

先ほど来お話をしてきました10月の長野県議員研修についてお聞きをしたいとします。内記町長も同行された長野研修でありましたので、

まずは内記町長にお伺いしたいというふうに思います。10月の長野議員研修には町長も同行され、小布施町の6次産業推進について視察をされましたが、町長の所見を伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

10月に実施されました長野県視察、議員の皆様との研修に参加させていただきました。私の日程の都合で、視察目的であります小布施町と飯島町のうち、小布施町の視察について同行させていただきました。ありがとうございました。

ご質問の小布施町への視察目的である6次産業の振興による地域活性化についての所見につきましてお答えいたします。私自身は、個人的な自主研修として、今回の視察以前に小布施町を訪ねたことがありました。そのときは、今回の視察先ではありませんでしたが、有機栽培のブドウを利用した小布施ワインと、訪問以前に旧沢内村職員時代に派遣いただきました全国地域リーダー養成塾の研修で、欧米人では初のき酒師に認定されたアメリカ人女性の取締役の講演で知りました榭一市村酒造場を見学いたしました。どちらも小布施町の歴史や風土だからこそ生まれ、そして発展した特色ある企業でした。というようなことで、小布施町につきましては今回の視察以前にも知ってはおりました。

しかしながら、6次産業を基軸として戦略的な視点で、物産から観光、そして地域ブランドの確立を図ってこられた背景と経過、さらにはその多大な成果について、今回当事者から直接お話を聞いてきましたことは、地域運営の責任を有している者として大変有意義で大事な視察をさせていただいたと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 町長の答弁から、今回の視察以外にも小布施町で研修をしたことがあるというお話もいただきましたが、議会の研修に町長も同行するというのは、私が議員になって3期目でありま

すが、2回目ということになります。議員と町長が同じ地域を視察研修することは、個人的には非常に重要かつ意味深いことであるというふうに感じております。この場での議論も深まっていますが、6次産業の推進については地域ブランド戦略が重要であるというふうに私は思っております。

そこで、質問をしたいというふうに思いますが、小布施町では町自体のブランド化を図る地域ブランド戦略で年間120万人の観光客を呼び込んでいますが、西和賀における地域ブランド戦略についてどのように考えているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

本町は、平成17年に合併しました。合併に向け策定されました新自治体建設計画やその後の総合計画において、地域ブランド戦略の視点がどのようであったかを見た場合、既存の基幹産業である農業、商工観光業の基盤強化を図り、その連携を進め、6次産業化とその推進により地域産業を振興し、町の活性化を進めようとするその過程において、雪国西和賀緑と水、そして温泉のある健康の町西和賀を築いていこうというものであったと私は捉えております。

こうした本町の取組の経過と現状を小布施町の地域ブランド戦略に鑑みますと、戦略的視点、長期的視点、目指すべき姿、小布施町ではお話のありました年間120万人の観光客を引き入れる力となっているような地域となっている点からしますと、本町のこれまでの取組においては弱い点、足りない点があったかとも感じております。また、地域ブランド戦略といった視点がそもそも薄かったのかもしれない。

しかしながら、平成27年から取り組まれ、その過程で創出されたユキノチカラブランド化事業では、西和賀デザインプロジェクトという表現がなされており、その点におきましては地域

ブランドという意識を持った取組であり、雪国西和賀の特性を捉えた表現であり、かつ町を町外に向け広く伝えられる取組ではないかと現在考えているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 地域ブランド戦略の考え方ということでご答弁いただきましたが、今までこの地域ブランド戦略については我々も一般質問をしたことがなかったのではないかなというふうに記憶しております。今町長からの答弁もありましたが、当地域ではこれまでの地域ブランド化ということで、西わらびであるとか、ユキノチカラなどのブランド強化に取り組んできたというのがやはり分かりやすいことであるというふうに思います。

そこで、地域の地域ブランドについて具体的にお聞きをしていきたいというふうに思います。西和賀町では、6次産業の推進ではユキノチカラブランドの推進を図っていますが、その現状と今後の展望についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

初めに、本町の6次産業の推進とユキノチカラのブランド化推進の関係について、整理の意味で説明させていただきます。6次産業化につきましては、平成17年の合併時から掲げられた考え方であり、町の活性化のため、町内の1次、2次、3次産業の強化を図り、そして連携を進めることで基幹産業の強化を図ろうという意図でありました。

ユキノチカラのブランド化推進につきましては、県内外のデザインの専門家等のお力をお借りし、つくるから売るまでを意識し、地元事業者が生産加工する製品の魅力化を進めるため、パッケージデザインの開発の過程から生まれた表現、意匠であったと理解しております。

こうした経過や成果、そして内外の評価を踏まえ、本町の魅力を高め、本町を全国に売り込

もうとした場合、どのような取組が望ましいのか。私は、ユキノチカラのブランド力を高めていこうとすることが望ましい取組の在り方ではないかと考えております。ブランドとは、単なる言葉や標章ではなく、内実、中身が伴ってこそ本物となるものであると考えております。6次産業化で取り組んできた農産物を作る力や雪国で培われた環境の力がユキノチカラに注入されることで、より強力なブランドとなり得るものと見通しを立てているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 ユキノチカラの現状と今後の展望ということでお聞きをしましたが、ここで申し上げておきたいのでありますが、地域ブランドをそもそも否定しているのではないということとをまず申し上げたいというふうに思います。ユキノチカラブランドについては、様々な成果もつくっておりますし、また様々な評価も内外から評価を受けております。そして、地域にも大きな貢献をされているということも十分私も認識しております。

そういった思いの中で、続けて具体的な質問をしていきたいというふうに思いますが、現状におけるユキノチカラブランドでは地域全体のまちづくりに対する波及効果が薄く、産業振興分野だけの施策となっている感じがしております。今後、ユキノチカラブランドを地域ブランド戦略として地域のまちづくり全体に結びつけていく、そういった考えはあるのか、その点について伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

ユキノチカラにつきましては、販売面からのアプローチであります。しかしながら、西和賀の特性である雪からイメージされるヒットしたネーミングであり、さらにデザイン力、そしてプロモーション力が加わり、全国的な賞を複数受賞するなど高い評価を得ております。議員お話のところでございます。町としては、このよ

うな評価を素直に受け入れ、受け止め、その力を町全体に生かしていくということが地域の活性化にもつながるものであると考えております。

本町においては、雪が多い地帯であるからこそ生み出される山菜や農産物、雪国の文化や雪に関わる調査研究の蓄積、そして雪あかりや雪合戦の取組などの財産があります。このような豊富で質の高いコンテンツがユキノチカラに実装され、組み込む、結びつくことにより強固なブランドとなり得るものであり、その訴求力を生かすことで、農産物等をはじめ、各分野の経済的な波及効果が高まるものと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 ユキノチカラブランドを地域ブランド戦略としてまちづくり全体に結びつけていく考えがあるかということで、町長からお考えを伺いました。町長の基本的なそのお考え方は、十分理解をいたしました。

それでは、よりちょっと具体的に質問を進めてまいりたいというふうに思いますが、今後ユキノチカラブランドを地域ブランド戦略として、仮称ではありますが、例えばにしわがのユキノチカラといったセカンドブランドを立ち上げ、全てのまちづくりに関係性を持たせ、西和賀町自体のブランド化を図っていくような、そういう考えはないのか。その点について伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

ユキノチカラのブランド力の推進強化を図ることができれば、企業で取り組まれていますC I、コーポレートアイデンティティ、これは企業の独自性や特性を磨き、その企業らしさをつくり上げることというものですが、その自治体版、西和賀らしさ、特性、これこそ西和賀を表すものだというものにできるものではないかというふうに考えております。

ご提案のありましたユキノチカラセカンドブランドということでもありますけれども、という

表象についてですが、私自身としましては今のところ、ユキノチカラという一本でいいのではないかという考えでおります。ユキノチカライコール西和賀だということを広く認知してもらえるような状況をつくり出すことが、現時点で私自身地域ブランドの戦略の肝ではないかというふうに考えているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 ちょっと分かりにくい質問だったかなというふうに思いますが、具体的な事例としては、仮称ですけれども、にしわがのユキノチカラブランドで、国内でも苛酷な雪中キャンプ場を設置し、開設して、そのキャンプ場には北欧のサウナを併設する。キーワードコンセプトは苛酷として、一流を磨き上げるなどの取組により、セカンドブランドにしわがのユキノチカラを商品だけでなく、観光あるいは教育、地域振興など、広くまちづくり施策に使っていくような構想が必要だと、長野研修を終えて強く感じました。

現在の、先ほど来町長がユキノチカラということで西和賀をイメージするような、そういうような取組を進めていきたいということですが、ユキノチカライコール西和賀町という認識をされるまでには、相当努力が必要ではないかなというふうに私は個人的には思っております。やはりそういった努力をするのであれば、例えば西和賀町とユキノチカラをセットにした、そういうセカンドブランドを立ち上げて、広くまちづくり施策に使っていくような、そういうようなことがいいのではないかなというふうに思っておりますが、町長の所感を伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

ちょっと私のセカンドブランドの捉え方がちょっとずれてというか、違いがあるかもしれませんが、いずれ基本としてはユキノチカライコール西和賀で売り込んでいくにはどうし

たらいいかということで、その辺では一致しているのではないかなと思います。

含めてちょっとお答えさせていただきませうけれども、ユキノチカラブランドを本町の様々な取組や分野で活用していくべきではないかというご提案かと捉えてお答えさせていただきます。雪中キャンプ場の開設や北欧サウナなどの施設の取組はどうかということでもあります。ユキノチカラが町の特性を捉え、多くの町民の皆様から同じ思いを持っていただく、共感を得ることができれば、ブランドの力がより強固なものになり、さらにはブランドから様々なイメージやアイデアが生まれてくる、湧いてくることを期待できると考えております。

そうした過程におきまして、ブランドに魅力と可能性を感じて、ご提案のような雪中キャンプや北欧サウナの具体的な取組という事業が現れてくることを期待できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 ここでお話をしている雪中キャンプ、あるいはサウナというのは、一つの具体的な事例で、それをどうのということではなくて、西和賀のユキノチカラということのブランドで広くまちづくりができないかということでお話をさせていただきました。

現在の状況を見ると、ユキノチカラブランドについては、例えば商品のブランドというイメージが私は強くて、どちらかという、まちづくりにおけるブランドにはまだまだ成長していないのではないかなというふうな感じがして、こういう質問をさせていただいております。

小布施町の地域ブランド事業は、まず行政が主体に取り組み、町民をだんだんと巻き込みながら拡大していくという形を取っておりますが、その点についての町長の地域ブランド戦略の考え方についてお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 町が主体でというご質問ですけれども、



その前に先ほどの、やはり私自身もそういう商品開発でかなり評価、プロモーションとか、そういう売り込みの評価を得ている点は確かでございますけれども、お話しのようにまだまだそれが全体に、町内に広がって、そこでやっぱりやっぺいこうというような点では議員と同じような認識でいるのかなと思います。そこをしっかりとしていくことでブランド化できるし、それを町の底上げに使わせていただきたいというような思いで考えているところでございます。

その町が主体でということでございますけれども、小布施町の進め方は大変参考になるものであると受け止めております。本町におけるユキノチカラ事業プロジェクトは、民間の方々が町内外の参加者や協力者を得て展開、発展してきたものと認識しております。このことは、都市部のような事業者が多く活動しているところでは一般的にある在り方かと思いますが、本町のような過疎が進展し、基幹産業も厳しい事業環境に置かれているような地域にありましては、なかなか他に例はないものではないかなというふうに考えております。これは、事業展開におきまして、非常に可能性を有する望ましい形ではないかと感じております。このような経過からしますと、行政が主体的にやらなければならない事項もあると考えますが、協議をする、共に進める、関係する事業者の方々、町民の方々とともに進めていける状況にあるのではないかなという認識も持っております。

議長 淀川豊君。

10番 ありがとうございます。6次産業の推進については、国内でも先進事例として取り上げられることが多い小布施町であります。少し視点を変えて、ちょっと町長の所感を伺いたいと思いますが、こういった先進事例等を取り上げられることが多い小布施町においても、6次産業の推進については全国各地の先進地に役場職員を派遣し、学びながらまちづくりに取り組んでいる状況でありました。まさに職員の人材育

成であると私は感じますが、西和賀についてもそういった取組を見習うべきと感じますが、町長の所感を伺いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

本町の6次産業化の取組につきましては、ワラビを主体とする山菜、大根の一本漬け、そしてソバなどの特産品は町外からの評価も高く、西和賀町の知名度を上げてきました。そうした面でのブランド化は進んだものと考えており、取組開始時の狙い、目標も相当程度達成されていると見ております。この点における取組により、関係した職員などの6次産業化に関するスキルや情報収集力も向上してきたものと見ております。

しかしながら、今後も時代の変化、各地の取組に対する進展具合、視察をさせていただきました小布施町のように、より伸長している取組に接すると、今後も職員の研修には力を入れていかなければならないと考えております。各研修制度による体系的な能力開発、資質向上に加え、既に取り組んでいる事項でもありますが、議員からご提案のありましたような先進地への職員派遣や研修も手法の一つとして取り入れながら進めてまいりたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 行政も人材育成ということで様々な研修を計画し、実施しているのだというふうに十分に私も理解をしております。しかし、このままで本当にいいのかなということもまた感じてしまうわけであります。いま一度人材育成について考えていただきたいと思います。

例えば最近では6次産業、あるいは集落支援員、協力隊などで議場で多くの議論があります。議論になるということは、必ずしもうまくいっているということではないのだというふうに私は思っております。うまくいっていないように我々あるいは町民の目に映っているということだというふうに感じます。試行錯誤しながら、

大変苦勞しながら事業推進をしていることも十分理解をしておりますが、やはり少し時間がかかり過ぎるように感じます。そのときこそ先進地と呼ばれる地域に出向き、学び、実践をしていただき、壁を突破して前進してほしいと強く思っております。いつも職員を先進地に派遣し、西和賀のまちづくりに邁進できるような考え方がやはり、町長からもご答弁をいただきましたが、そういう考え方が必要だというふうに思います。

これまで、長野議員研修を終えて、6次産業、地域ブランド戦略について質問をしてまいりました。様々内記町長の所見、所感を伺ったわけですが、これまでも議員視察をしながら、多くの提案を議会からさせていただいております。現実的には、その研修内容が施策の中に取り入れられることは少なく、取り入れられたとしても多くの時間を費やしている状況だというふうに感じております。今後もこういった状況が続くことに私個人的には強い危機感を感じております。

決定的な地域課題がすぐ目の前にある状況の中で、町の税金という貴重な公金を使った議員研修であります。ここ10年間の議会の研修は、国内でも超先進地での研修先を選定し、学んでまいりました。我々も公費で観光に行っているわけではありませので、我々の置かれている状況と住民福祉のさらなる向上を考えれば、もっともっと貪欲に学び、実践をしていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

今後、議員研修やその他の研修、先進地視察等に公費が使われることも多々あるかというふうに思います。そこで、先進地視察あるいは研修で学んだことを一つでもまねをしてでも実践していくというルールはいかがでしょうか。研修の学びは、事業そのものであったり、あるいは手法、考え方、予算など様々であるというふうに思います。公費を使って学び、実践し、費

用対効果を担保しながら、これからのまちづくりにつなげていくというような考え方が必要であるというふうに強く感じております。ぜひ明確なルールづくりに着手していただき、本当の意味での議会と行政が両輪となったまちづくりを進めていって、お互いに進化していきたいなというふうに私は思っておりますが、これは関連的な質問となりますが、町長の考え方を伺いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

現状の厳しい状況を見ますと、議員ご指摘のように、ある一定の目標、こうすることをノルマ的といいますか、そういうことで見てきて、しっかりそれを地元で反映するのだということも大きい一つの手法であると思いますので、今後の検討にさせていただきたいと思っております。

私、視察研修それぞれ目的であったり、どういう段階で見に行くかによって違いがあると思っておりますけれども、今の情報化により、ましてそうだと思いますが、どこでどうしてどういう取組をして、例えば営業であれば売上げをして、どういうもうけをしているとか、そういう情報につきましても、かなりいろんなネットといいますか、そういう情報化社会ですので、地元にながら手に入るのだと思います。

そうした中で、視察研修をなぜするかということ考えた場合に、やはりやるぞと、ここでできるのだしたら、もしかすればできるのではないとか、こういうふうにいるいろいろ悩んでいたけれども、ここでもうやるしかないとか、そういう非常に大きい動機づけの場面としての役割というのも非常に多いかと思っております。五感を通じて感じてくるということがまさにそこにあると思っておりますので、その辺のことも見据えながら、今のご意見を入れながら、取り組ませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 淀川豊君。

10番 では、次の質問事項に移りたいというふうに思います。2点目の質問事項は、内記町政についてであります。細井町政から内記町政に移行してちょうど1年が経過をいたしました。また、この1年間も新型コロナウイルス感染症拡大の影響も大きな年であり、国際情勢ではロシアのウクライナ侵攻の中で、円安あるいはエネルギー高騰により物価高など、社会不安が増大した1年でありました。少なからずこの西和賀においても大きな影響を受けたと私は感じており、これらの社会不安はまだ現在も継続中であり、今後の予想すらつきにくい状況であります。こういった状況下であります。内記町長が町長に就任してから1年が経過をいたしました。この1年を総括しての所感をまず伺いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

昨年11月、私が町長選に臨み訴えましたのは、町長に誰が就任しても地方自治の役割である住民福祉の向上に専心することが原則であり、私はそのためには対話の姿勢が最も大事だということでありました。このことをご理解、ご共感いただき、信任を得たものと考えております。

しかしながら、ほぼ拮抗する小差となる町民の皆様からの審判でありました。当選時にお話しさせていただきましたが、ご支持を得ることができなかった方々からも共感を得られるような町政運営をしなければならないとの思いを強く感じた次第でありました。この思いは、今も変わっておりません。この1年、その思いを持って町政運営に当たってまいったところがございます。

この1年の取組としましては、総体的に申し上げますと、私の就任以前に町として決定し、町民の皆様にご約束していることは継続性の観点から、その事業の完了及び実施を図ってまいりました。そして、私が掲げさせていただきました政策につきましては、着手できたもの、一定

程度方向ができたもの、検討材料が得られたもの、これからのものがあります。これらの取組に対する評価につきましては、日々町民の皆様からいただいていると考えております。また、大きな評価機会としては、首長としての選挙において下されるものというふうに考えております。

以上のように総括しております。

議長 淀川豊君。

10番 社会の状況もこういった状況下では、誰がかじ取りをしても大変だったというふうに思いますが、1期目の1年間は特にもこれまでの継続性の中での町政運営であったと理解しておりますが、内記町政1期目、1年間の成果と課題について伺いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

昨年5月に発生しました地滑りにより、通行止めを余儀なくされておりました国道107号の通行が、住民一丸となった要望活動と、それに早期に対処していただきました岩手県、そして国等関係者の皆様の取組やご支援により、仮復旧ではありますが、早期に通行が再開でき、さらにトンネル化による本復旧にめどが立ちました。

温泉施設の再編につきましては、当初の方針に沿い、実施できたものと考えております。

これまで充実が図られてきました地域医療につきましては、課題でありました西和賀さわうち病院への医師住宅整備に着手させていただいております。

沢内総合開発センターの解体工事は、ほぼ予定どおり進めさせていただいております。湯田、沢内の両庁舎の改修は、補正予算措置が必要になった点はございましたが、無事終了させていただきました。

西和賀高校の存続を図っていくための取組として、男子寮の整備にめどを立てさせていただいております。

西和賀町の宿命であります雪対策についまし

ては、国の交付金を活用し、地域安全克雪方針の策定に取り組むことができたとともに、担い手不足が課題となっております除雪従事者の確保に向けた新たな取組に取り組むことができました。

景観形成につきましては、総合計画に位置づけ、来年度以降さらなる取組を進めることとしております。

基幹産業である農業分野につきましては、地域政策も含め、農業農村調整官を配置し、先行するモデル集落の成果波及により、全体の底上げを目指しているところであります。

観光や特産品振興の分野につきましては、観光振興計画とアクションプランの策定や、第三セクターの在り方の検討等で取組を進めております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策や物価高騰対策につきましては、国や県の対策に加え、町独自の対策も相当程度実施させていただいております。

就任直後の副町長選任など、人事面におきましても議会のご理解をいただいて対応させていただいているところでございます。

一方、課題につきましては、人口減少対策や産業の振興、少子高齢化が進む中における暮らしの向上、次世代を担う世代の育成など多くあります。こうした課題に対処するため、第2次総合計画後期基本計画の策定と着実な実行に努めていかなければなりません。いまだ終息が見通せない新型コロナウイルスへの対応や高騰が続く物価など、町民生活や産業活動に対する脅威に立ち向かっていかなければならないところでございます。このような課題に誠心誠意対峙していくという所存でございます。

議長 淀川豊君。

10番 1期目1年間の成果ということで、107号の対応、そしてこれまでも行政として要望してきたトンネル化ということなどの成果、あと課題についてもお話をいただきました。この課題

については、今後残す任期の中で対応されていくというふうに思いますが、細井町政から内記町政へと地域には大きな変化が生まれたということでありました。この1年間での町政における変化について何が変わったのか、何を変えたのか、その点について町長の考え方を伺いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

私の町政の在り方、就任以前と比較しての変化につきましては、町長選挙時に訴えさせていただきました政策の実現に取り組む姿勢や、その結果を評価していただくことにより捉えていただくことだと考えております。

地方自治の原則は、住民福祉の向上にあります。与えられた資源を住民福祉の向上のためにいかに投入していくのかを常に念頭に置いて、事を企画、立案し、実行していかなければなりません。その精神の浸透を広く図っていくことが必要であると考えております。

私の政治姿勢、地域経営、行政運営スタイルは、強力なリーダーシップとトップダウンによる牽引型から対話の積み重ねによる合意形成型を旨としております。町民生活、生死に関わるような喫緊の課題につきましては、適時的確に対処しなければなりません。私の旨とする対話による合意形成の浸透にはそれ相当の時間を要するものと考えております。これからであると感じているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 任期1年目ということも大いにあるというふうに思いますが、これまでの3期12年間続いた細井町政からの移行期間で、まちづくりの主要な計画、あるいは事業等は特にもその継続性の中で取り込まれ、そのために人事等もまた継続性の延長線上にあったのだろうというふうに推察をしているところでありますが、個人的には内記カラーはまだまだ発揮をされていないように感じてしまい、全てが継続性という流れ

の中で内記カラーが埋没してしまうことに大変不安を感じております。これまでの継続性を打ち切り、また新しい時の流れをつくるのも新町長の役割であるというふうに考えます。

また、継続性の取組以外にも、もう内記カラーが発揮できることはたくさんあるのではないかなと強く感じております。先ほど来選挙戦から訴えてきたことで、住民との対話ということのお話も出てきておりますが、そこでお聞きをしますが、選挙戦では住民との対話を強く訴えてきたように記憶しております。この1年間、具体的に住民との対応についてはどのように取り組んできたのか、また2年目以降、具体的にどのように充実をさせていくつもりなのか、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

民主主義は、対話なくしてあり得ないと考えております。地方自治は、民主主義の実践の場であり、公選により任に当たる首長が観念すべきことであるとの思いから公言しております。

町長に就任し、町民の皆様と接する機会、場面を得ております。その折には、対話の姿勢を崩すことがないように努めてまいりました。申し上げるまでもございませんけれども、対話は単なる会話や単なるコミュニケーション、情報のやり取りではなく、理解を深め、当事者意識を高め、共通理解を図り、次につながる有意義な行いを喚起するための行為であります。対話に完成はないかもしれませんが、ご質問いただきまして、今後も日々努力してまいりたいと考えているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 町長からもご答弁いただきましたが、住民との対話、あるいは議会との対話は、まちづくりにおいて一番の基礎となる部分であると私も思っております。選挙戦では、住民と対話することを強く訴えてきたのですから、もう少し目に見えて住民との対話を実践していただければ

なというふうに個人的には思っております。

1期目の1年間については、私は住民との対話については残念ながら少し物足りないように感じております。具体的にどのようにして住民と対話をしていくのか、明確な具体的なビジョンを描いて取り組んでいただくことを強く要望したいというふうに思います。

今後も町政運営は、難しいかじ取りが続くかというふうに思います。細井町政末期は、協働のまちづくりという分野では停滞したと私は思っております。地域の新しい生活様式の創造には、住民との協働、議会との協働といった3者協働のまちづくりがますます重要となってくるというふうに考えます。まちづくり基本条例の理念をますます継承され、対話が充実されて、協働へと発展していくことを強く望みたいというふうに思います。

また、住民、議会との対話についてであります。例えばアンケート等の意向調査ということを中心とするものではありませんが、意向調査には意向調査のいいところがありますので、メリットがありますので、それを否定するわけではありませんが、アンケート調査あるいは意見交換ということで終わることなく、住民、議会とともに詳細に事業の立案あるいは企画をしていくということが必要だということでもあります。全て事業の組立てが庁舎内で行われているような状況では、本当の意味での協働にはたどり着かないものと考えます。例えば若者会議、あるいはまちづくり会議、まちづくり委員会など、政策を具体的に検討するような取組が重要であるというふうに思います。これも少し関連的な質問になりますが、3者協働のまちづくりについて町長の考えがあれば伺いたいと思いません。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

対話の具体的なセッティング、そういうのを示してやっていくことが大事だろうというお話

です。そういう点はあると思います。私、役場職員になったときに社会教育から入りまして、その折の経験、やっぱり初めての経験というのは大きいものがありまして、会議でもどういう会議かと、どういう話合をするのだというときに大事なのは場面設定、例えば机をどういうふうに置かかというようなことから、やっぱりどういう意見が出てくるのか、話しやすい場面なのか、単なる意見を聞く場面なのか、非常に大事だと思います。単純にそういうセッティングをするのではなくて、その辺からしっかり酌み取った上で場面設定を考えていかなければならないという点もあります。そうしたときに、では何を目的にそういう場面をつくるのだということをしっかり確認しながら、いろんな場面でそういう考え方を大事にして、対話を深められるような場面づくりをさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 最後の質問となります。3月定例会では、施政方針等で2年目の明確な方針が打ち出されることというふうに思いますが、町政2年目に向けてのまちづくりの展望と、その意気込みをお伺いしたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

町長に就任し、1年が経過しました。この間、年4回の定例議会、町が主催する会議や行事への出席、町内外の団体や機関が主催する会議や行事への出席、国や県等に対する各種の要望活動への参加などにより、1年間の流れを経験、一回りした感があります。これら一連の職務経験により、JR線の存続に関わるような課題に直面するなど、厳しいものもありますが、まちづくり、町の持続性確保や活性化に資するような動きや情報に多く接することができました。これらを大切な資源とさせていただき、これからのまちづくりに取り組み、かつ活性化に結びついていかなければならないと考えております。

そのためには、私自身が頑張っていくという姿勢をより強く出し、合意形成に努め、対話の姿勢で努力していかなければならないものと改めて決意しているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 ぜひ1期目の2年目からは、今町長からもその意気込みということで、いろいろな思いがあるようであります。出し惜しみすることなく、思う存分に内記カラーを発揮していただき、この難局を乗り越えるような町政運営をしていただきたいと思います。

これで私からの一般質問を終わります。

議長 以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の一般質問を終わります。

なお、明日の一般質問は2人を予定していますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時55分 散 会